

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成26年3月6日提出

【計算期間】 第3特定期間
（自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日）

【ファンド名】 通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース
（毎月分配型）
通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース
（毎月分配型）
（総称を「通貨選択型ダイワ先進国リートα」としま
す。）

【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 山部 努

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3111

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産（収益の源泉）	不動産投信（リート）
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産（収益の源泉）	不動産投信（リート）
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（その他資産））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
- ・「不動産投信（リート）」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース(毎月分配型)〉

〈通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース(毎月分配型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル（含む日本）		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり （フルヘッジ）
中小型株	年6回 （隔月）	欧州		
債券	年12回 （毎月）	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他 （ ）	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 （中東）		
クレジット属性 （ ）		エマージング		
不動産投信				
その他資産 （投資信託証券） （その他資産）				
資産複合 （ ）				
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)	ファミリー ファンド	あり ()
債券 一般	年2回	日本		
公債	年4回	北米		
社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (その他資産)	その他 ()	中南米		
資産複合 ()		アフリカ		
資産配分固定型		中近東 (中東)		
資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。

- 先進国のリートに投資します。
- 個別銘柄ごとに、保有口数(株数)の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。

2 「円ヘッジコース」と為替取引を活用した「通貨セレクトコース」の2つのコースがあります。

円ヘッジコース

- ❖ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

通貨セレクトコース

- ❖ 為替取引(原資産通貨売り/選定通貨買い)を活用して、選定通貨で実質的な運用を行ないます。

3 毎月13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

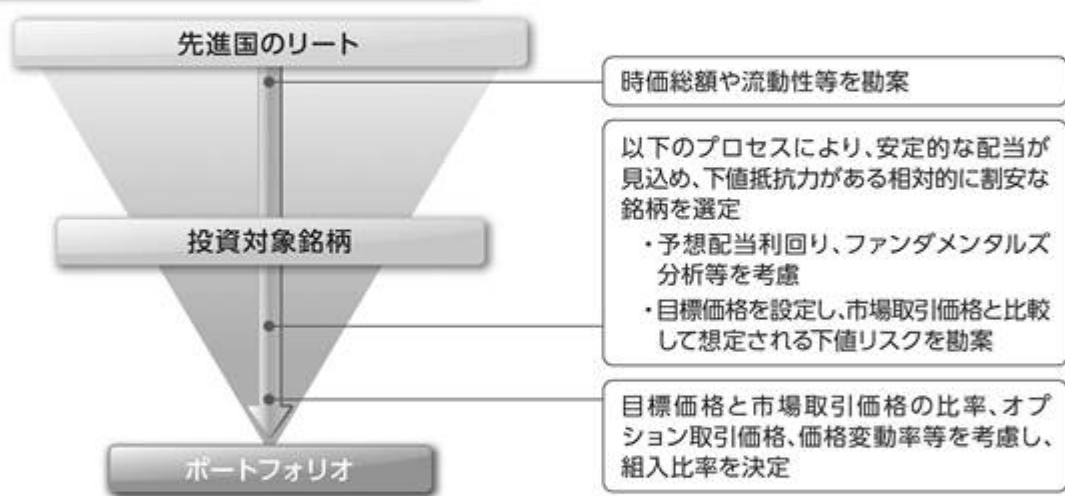


リートへの投資とオプション取引を組み合わせた カバードコール戦略を構築します。

■ リートの運用にあたっては、以下の点に留意します。

- ・先進国のリートの中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。
- ・投資対象銘柄の中から、安定的な配当が見込め、下値抵抗力がある相対的に割安な銘柄を選定し、バリュエーション、オプション取引価格等を考慮し、リートポートフォリオを構築します。
- ・リートポートフォリオの予想配当利回りは市場平均以上となることをめざします。

ポートフォリオ構築プロセス



リートへの投資のイメージ



(注) リート＝不動産投資信託(Real Estate Investment Trust, REIT)

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

■ 個別銘柄ごとに、保有口数(株数)の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。

カバードコール戦略とは

- リートを保有しつつ、リー트의コール・オプション(買う権利)を売却する戦略です。
- リート価格の上昇／下落にかかわらず、オプションプレミアムを獲得することができます。
- 一方で、リート価格の上昇による利益は一定の水準までに限定されます。
- リート価格が下落した場合、損失が発生しますが、オプションプレミアムにより値下がり損が軽減されることで、収益の改善が期待できます。

当ファンドにおけるカバードコール戦略について

- 原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、銘柄を見直すとともに新たにコール・オプションを売却することで、カバードコール戦略を再構築します。
- 個別銘柄ごとの価格変動の方向性と変動率に基づき、個別銘柄ごとにカバー率、権利行使価格を設定します。
リー트의価格上昇期待が大きいと判断される場合には、カバー率を引き下げ、横ばいまたは下落が予想される場合には、カバー率を引き上げます。
※カバー率:リー트의保有口数に対するコール・オプションの口数の割合
- 権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用します。

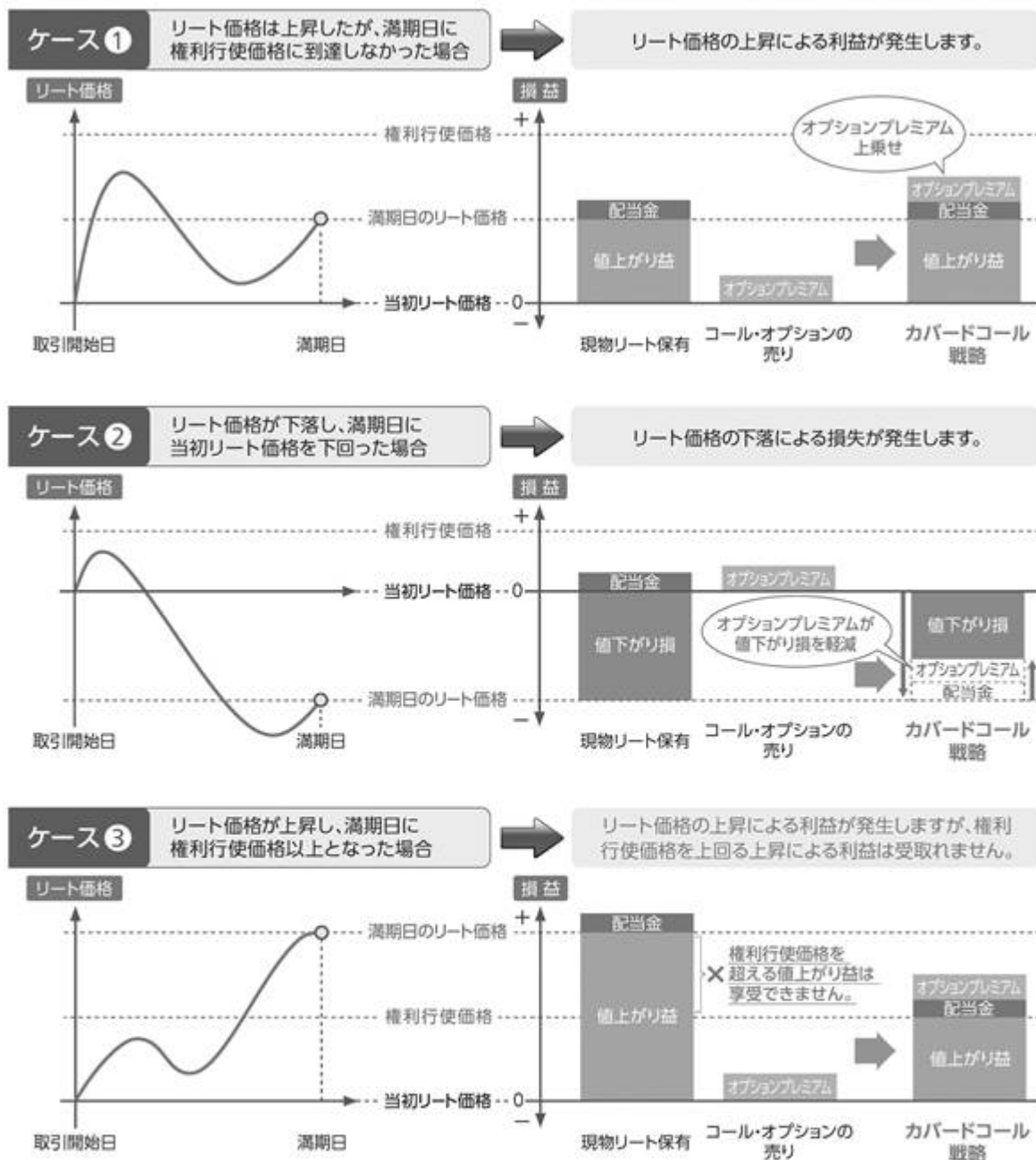
- ・「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
- ・「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となるリート価格をいいます。

■ リートおよびカバードコール戦略の運用はクレディ・スイス・インターナショナルが行ないます。リー트의銘柄選定にあたっては、クレディ・スイスAGの助言を活用します。

〔クレディ・スイスについて〕

- スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループです。
- 世界50カ国以上に拠点を持ち、世界中の法人、富裕層個人、スイス国内個人などの顧客に多彩な金融サービスを提供している世界有数のグローバルな金融機関です。

カバードコール戦略における損益イメージ



※上記はイメージであり、実際のリート価格、配当金、オプションプレミアムとは異なります。また、投資成果を示唆または保証するものではありません。

※上記は個別銘柄ごとに、保有口数(株数)全部にかかるコール・オプションを売却した場合の、1つの権利行使期間における損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。

※上記はリーートの配当金の支払いがあったことを前提として損益を表したものです。

※当ファンドにおいて、カバードコール戦略の損益は毎営業日時価評価され、基準価額に反映されます。

2

「円ヘッジコース」と為替取引を活用した「通貨セレクトコース」
の2つのコースがあります。

円ヘッジコース

❖ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

通貨セレクトコース

❖ 為替取引(原資産通貨^{※1}売り／選定通貨^{※2}買い)を活用して、選定通貨で実質的な運用を行ないます。

- 選定通貨の為替変動による為替差益または為替差損が発生します。
- 為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が発生します。

※1：原資産通貨とは、保有資産の表示通貨をいいます。

※2：選定通貨とは、以下の方針により、為替取引の対象通貨として選定された通貨をいいます。
以下、「取引対象通貨」ということがあります。

通貨の選定方針

選定の対象となる通貨

原則として、以下の指数の構成国の通貨の中から、6つの通貨を選定します。

- シティ世界国債インデックス
- JPMorgan ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット ブロード

(平成25年12月末)



※上記2指数の構成国以外の通貨も含まれています。

- ・6つの通貨は、金利水準、リスク水準、ファンダメンタルズ、流動性等を考慮して選定
- ・選定通貨の投資比率は、金利水準、リスク水準等を考慮して決定

※選定通貨および投資比率は、原則、毎月見直します。

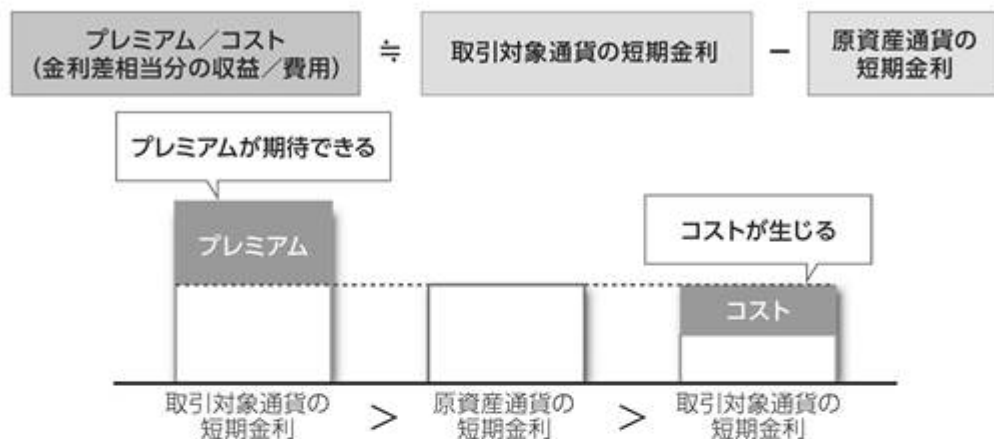
※上記以外の通貨を選定する場合があります。また、選定通貨が6通貨とまらない場合もあります。

6通貨

● 「円ヘッジコース」と「通貨セレクトコース」との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。

為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)について

- ❖ 取引対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利よりも高い場合、「プレミアム(金利差相当分の収益)」が期待できます。
- ❖ 取引対象通貨の短期金利が、原資産通貨の短期金利よりも低い場合、「コスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



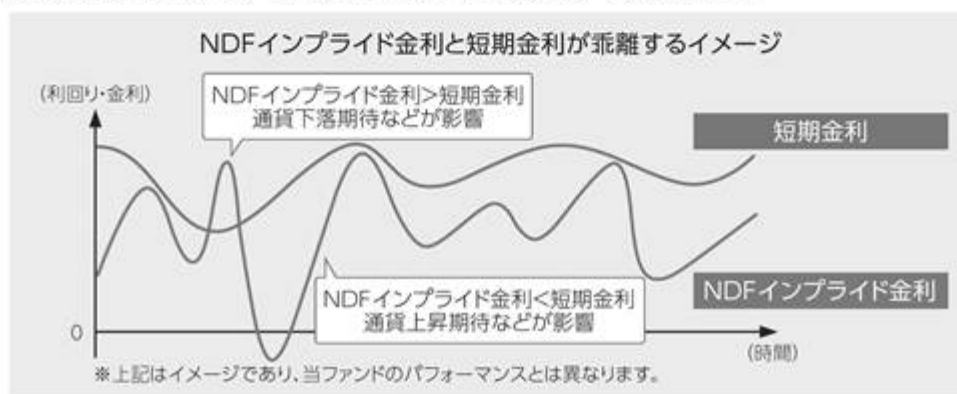
※上記はイメージであり、実際のプレミアム/コストとは異なります。

※上記は投資成果を示唆、保証するものではありません。

※為替取引を行なう際にNDF(ノン・デリバブル・フォワード)取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行なう際、プレミアム/コストは、需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

NDF取引とは

- ❖ 取引対象通貨を用いた受け渡しは行わず、米ドル等の主要通貨による差金決済を相対で行なう取引です。
- ❖ NDF取引価格から算出される“NDFインプライド金利”は、規制により裁定が働きづらいため、市場参加者の期待や需給などの要因により、短期金利の水準から大きく乖離する場合があります。
- ❖ 市場参加者の通貨上昇(下落)期待や需給などにより、NDFインプライド金利は低く(高く)なる可能性があります。NDFインプライド金利の変動は、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)を変動させ、場合によっては為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)となるケースもあります。



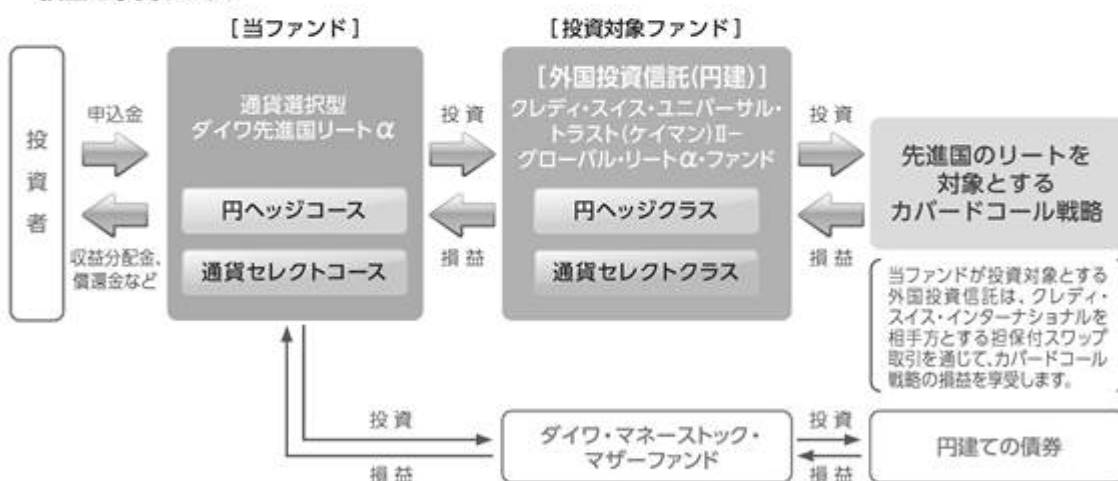
スイッチング(乗換え)について

- 【円ヘッジコース】と【通貨セレクトコース】との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接リートへの投資やオプション取引を行わず、担保付スワップ取引を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。



※ 投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎月13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、
収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

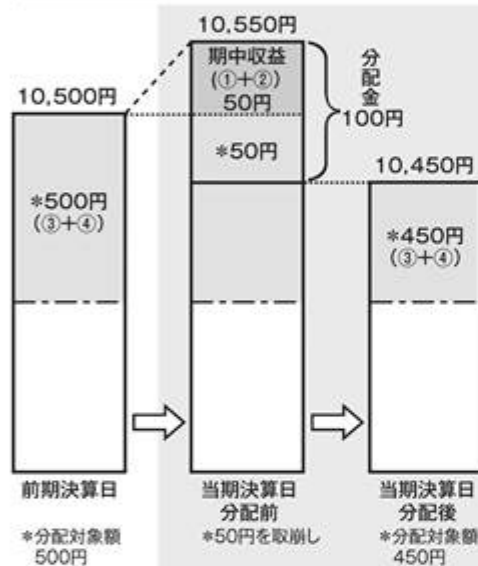
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



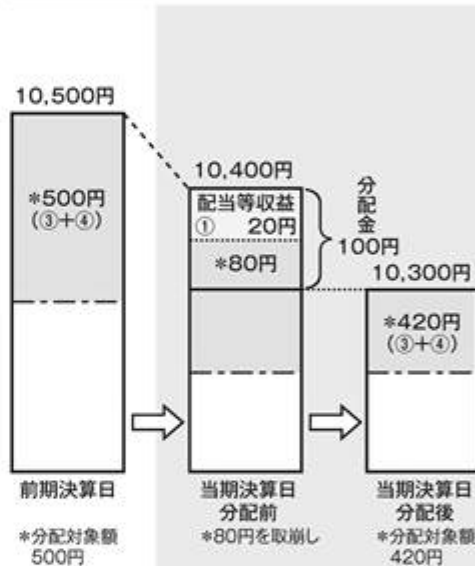
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

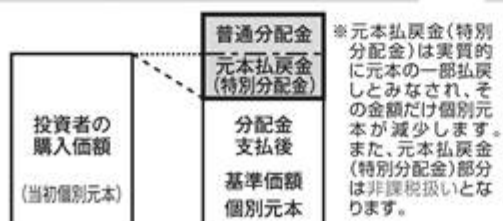


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

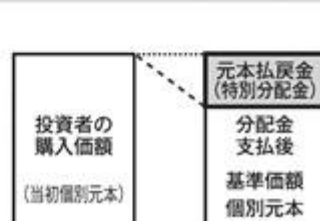
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

< 投資対象ファンドの概要 >

1. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）
2. クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）

形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
---------	-------------------

運用の基本方針	（円ヘッジクラス） 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。 （通貨セレクトクラス） 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築するとともに、為替取引を行ない、信託財産の成長をめざします。
主要投資対象	担保付スワップ取引

運用方針	1.（円ヘッジクラス） 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果を享受します。 - 担保付スワップ取引の相手方は、クレディ・スイス・インターナショナルです。 （通貨セレクトクラス） 主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果を享受するとともに、為替取引を行ないます。 - 担保付スワップ取引の相手方は、クレディ・スイス・インターナショナルです。 2. カバードコール戦略の構築にあたっては、以下の点に留意します。 - 先進国のリートの中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。 - 投資対象銘柄の中から、安定的な配当が見込め、下値抵抗力がある相対的に割安な銘柄を選定します。 - リーートのバリュエーション、オプション取引価格等を考慮し、リートポートフォリオを構築します。 - リートポートフォリオの予想配当利回りは市場平均以上となることをめざします。 市場平均とは、S&P先進国REIT指数の配当利回りとします。 - 個別銘柄ごとに、当該リートを原資産とするヨーロピアン・コール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。 - 個別銘柄ごとに、価格の方向性に基づき、保有口数（または保有株数）の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することを基本とします。 - リートおよびカバードコール戦略の運用はクレディ・スイス・インターナショナルが行ないます。リーートの銘柄選定にあたっては、クレディ・スイスAGの助言を活用します。 3.（円ヘッジクラス） 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。 （通貨セレクトクラス） 原則として、原資産通貨売り／選定通貨買いの為替取引を活用して、選定通貨で実質的な運用を行ないます。 - 大和証券投資信託委託株式会社が通貨の選定および配分比率について助言を行ないます。 原資産通貨とは、保有資産の表示通貨をいいます。 選定通貨とは、通貨運用助言会社の助言に基づき決定した複数の通貨をいいます。 <通貨セレクトクラスにおける通貨の運用方針> - 原則として、シティ世界国債インデックスおよびJ Pモルガン ガバメント・ボンド・インデックス - エマージング・マーケット ブロードの構成国の通貨の中から、金利水準、リスク水準、ファンダメンタルズ、流動性等を考慮し、6つの通貨を選定します。 - 上記指数構成国の通貨以外の通貨を選定する場合もあります。 - 選定通貨の投資比率は、金利水準、リスク水準等を考慮して決定します。 - 選定通貨および投資比率は、原則、毎月見直します。 4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2012年6月28日
信託期間	無期限

決算日	2月末日
収益分配	原則として、毎月分配を行ないます。
管理報酬等	（円ヘッジクラス） 純資産総額に対して年率0.54%程度 （クレディ・スイスAGのリート運用に関する助言報酬、担保付スワップにかかる費用、監査費用、弁護士費用等を含みます。） （通貨セレクトクラス） 純資産総額に対して年率0.69%程度 （クレディ・スイスAGのリート運用に関する助言報酬、大和証券投資信託委託株式会社の通貨運用に関する助言報酬、担保付スワップにかかる費用、監査費用、弁護士費用等を含みます。） ただし、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
信託財産留保額	1口当たり純資産総額に対し0.30%
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
備考	当外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方にカバードコール戦略の構築に必要な現金を支払い、当該戦略の評価額に相当する米国の国債などを担保として受け入れます。担保付スワップ取引の相手方は、日々の担保付スワップ取引の評価を行っており、担保も洗い替えされます。担保付スワップ取引の評価には、リート等へ投資する場合にかかるコストや税金等が反映されます。

■クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドについて■

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループ、クレディ・スイス・グループの一員で、ファンドの資産の運用管理、受益証券の発行を行ないます。

３．ダイワ・マネースtock・マザーファンド

形態／表示通貨	国内籍の証券投資信託／円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。 円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	平成22年3月5日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日（休業日の場合翌営業日）
信託報酬	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年6月27日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

平成24年7月18日

ファンドの名称を「通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）、通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）（総称「通貨選択型ダイワ先進国リートα」）」に変更（従来は「通貨選択型ダイワ・グローバル・リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）、通貨選択型ダイワ・グローバル・リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）（総称「通貨選択型ダイワ・グローバル・リートα」）」）

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（ 3）	
お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 3）	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2	損益↑↓信託金（ 3）	
受託会社	株式会社りそな銀行 再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益↑↓投資	
投資対象	投資対象ファンドの受益証券 など	

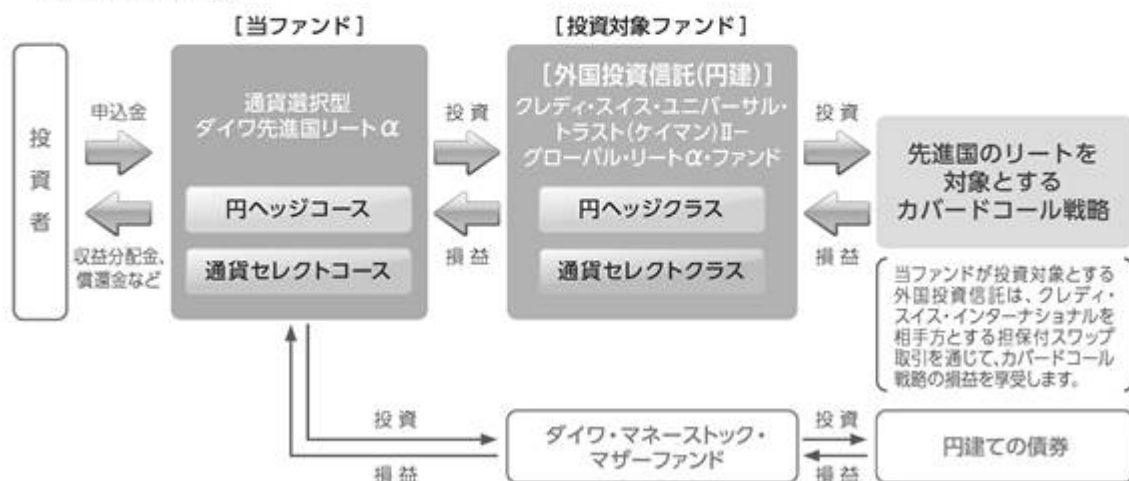
(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接リートへの投資やオプション取引を行わず、担保付スワップ取引を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。



< 委託会社の概況（平成25年12月末日現在）>

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<円ヘッジコース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）」（以下「リートα・ファンド（円ヘッジクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ. 主として、リートα・ファンド（円ヘッジクラス）の受益証券を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
- ロ. 当ファンドは、リートα・ファンド（円ヘッジクラス）とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、リートα・ファンド（円ヘッジクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. リートα・ファンド（円ヘッジクラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<通貨セレクトコース>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）」（以下「リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ. 主として、リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）の受益証券を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築するとともに、為替取引を行ない、信託財産の成長をめざします。
- ロ. 当ファンドは、リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）とダイワ・マネースtock・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ. リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）では、為替取引を活用して、選定通貨 で実質的な運用を行ないます。

当ファンドにおいて、選定通貨とは、投資対象とする外国投資信託の通貨運用助言会社の助言に基づき決定した複数の通貨をいいます。

二．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1．円ヘッジコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）
選定の方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2．通貨セレクトコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）
選定の方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。原則として、原資産通貨売り／選定通貨買いの為替取引を活用して、選定通貨で実質的な運用を行なう。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<円ヘッジコース>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1．に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2．に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3．から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<通貨セレクトコース>

（＜円ヘッジコース＞と同規定）

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネースtock・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）」の受益証券（円建）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

（＜円ヘッジコース＞と同規定）

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 円ヘッジコース

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。
主要な投資対象	担保付スワップ取引
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2. 通貨セレクトコース

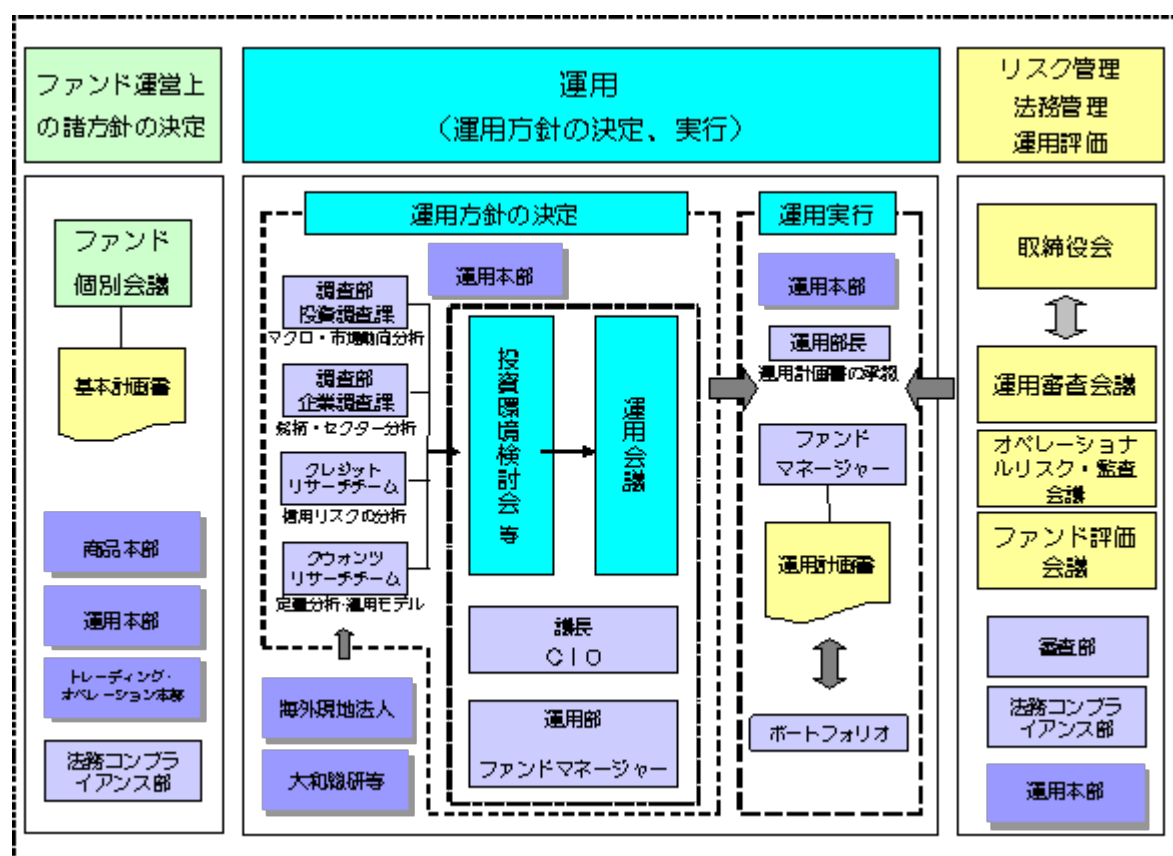
投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なうファンドである。原則として、原資産通貨売り／選定通貨買いの為替取引を活用して、選定通貨で実質的な運用を行なう。
主要な投資対象	担保付スワップ取引
委託会社等の名称	管理会社：クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時的的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（1～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（1～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把

握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成25年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

< 参 考 > 投資対象ファンドについて

１．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）

２．クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）

「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 > 」をご参照下さい。

３．ダイワ・マネースtock・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「１ ファンドの性格（１）ファンドの目的及び基本的性格 < ファンドの特色 > 」をご参照下さい。

主な投資制限	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使等により取得したものに限りません。 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。
償還条項	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

３ 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投資信託証券への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

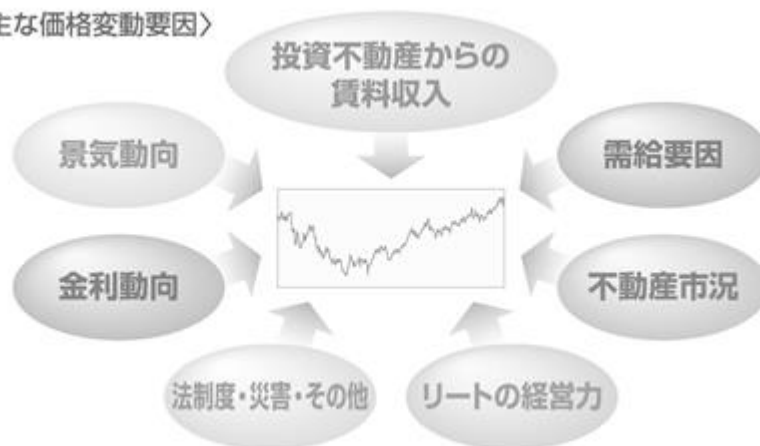
投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

〈リートの主な価格変動要因〉



イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

カバードコール戦略の利用に伴うリスク

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時のリート価格水準、権利行使価格、リート価格変動率（ボラティリティ）、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されます。想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。

リート価格水準やリート価格変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を被る場合があります。

カバードコール戦略では、リート価格が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、リートのみ投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、リート価格が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復はリート価格に比べて緩やかになる可能性があります。

当ファンドでは個別銘柄ごとにカバードコール戦略を構築するため、リート価格上昇時の値上がり益が個別銘柄ごとに限定される結果、投資成果がリート市場全体の動きに対して劣後する可能性があります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

（円ヘッジコース）

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

日本円の金利が原資産通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

（通貨セレクトコース）

選定通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。

選定通貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

為替取引を活用して、選定通貨で実質的な運用を行なうことをめざしますが、投資対象資産の通貨である原資産通貨の為替変動リスクを完全に排除することはできませんので、基準価額は日本円に対する原資産通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。

選定通貨の金利が原資産通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなります。

投資対象である外国投資信託において、NDF取引を用いて為替取引を行なう場合、コストは需給や規制等の影響により、金利差から期待される水準と大きく異なる場合があります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

スワップ取引の利用に伴うリスク

スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、カバードコール戦略の投資成果を享受することができず、ファンドの運用の継続が困難となり、予想外の損失を被る可能性があります。また、スワップ取引の相手方から受入れた担保を想定した価格で処分できない場合があることから損失を被る可能性があります。

当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が取引するリートやオプションについて何ら権利を有しません。

その他

イ．解約資金を手当てするためカバードコール戦略を解消（リーートの売却およびオプションの買戻し）する際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

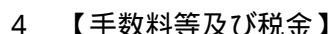
金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



30/155

え）によるお買付時の申込手数料を徴収している販売会社はありません。スイッチング（乗換え）によるお買付時の申込手数料については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2915%（税抜1.23%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.3284%となります。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.40% （税抜）	年率0.80% （税抜）	年率0.03% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「円ヘッジコース」については年率1.8315%¹（税込）程度、「通貨セレクトコース」については年率1.9815%²（税込）程度です。

1 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率1.8684%となります。

2 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年率2.0184%となります。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

（4）【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に

2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成26年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）

(1) 【投資状況】（平成25年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	3,607,198,610	97.43
内 ケイマン諸島	3,607,198,610	97.43
親投資信託受益証券	400,479	0.01
内 日本	400,479	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	94,632,500	2.56
純資産総額	3,702,231,589	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成25年12月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GLOBAL REIT ALPHA FUND JPY HEDGED CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	44,594,427.05	80.25 3,578,791,960	80.88 3,607,198,610	97.43
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	399,083	1.0034 400,439	1.0035 400,479	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.43%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	97.44%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年12月13日)	2,860,198,138	2,882,794,590	1.0126	1.0206
平成24年12月末日	3,261,848,442	-	1.0181	-
平成25年1月末日	4,098,698,080	-	1.0281	-
2月末日	4,606,191,325	-	1.0256	-
3月末日	4,812,583,973	-	1.0366	-
4月末日	4,558,073,995	-	1.0470	-
5月末日	4,379,540,682	-	1.0013	-
第2特定期間末 (平成25年6月13日)	4,069,271,026	4,103,395,110	0.9540	0.9620
6月末日	4,117,911,145	-	0.9585	-
7月末日	4,192,682,083	-	0.9726	-
8月末日	4,015,593,046	-	0.9205	-
9月末日	4,073,331,549	-	0.9412	-
10月末日	3,935,000,210	-	0.9544	-
11月末日	3,889,814,135	-	0.9279	-
第3特定期間末 (平成25年12月13日)	3,615,356,130	3,647,817,359	0.8910	0.8990
12月末日	3,702,231,589	-	0.9128	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0320
第2特定期間	0.0480
第3特定期間	0.0480

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	4.5
第2特定期間	1.0
第3特定期間	1.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	3,469,206,597	1,044,650,058
第2特定期間	3,171,029,683	1,730,075,655
第3特定期間	604,834,632	812,691,542

(注) 当初設定数量は400,000,000口です。

(参考) ダイワ・マネーストック・マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		609,957,645	62.97
	内 日本	609,957,645	62.97
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		358,756,165	37.03
純資産総額		968,713,810	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成25年12月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	405 国庫短期証券	日本	国債証券	80,000,000	99.99 79,995,670	99.99 79,995,670	- 2014/01/27	8.26
2	409 国庫短期証券	日本	国債証券	80,000,000	99.99 79,993,601	99.99 79,993,601	- 2014/02/17	8.26
3	399 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.99 69,999,288	99.99 69,999,288	- 2014/01/09	7.23
4	407 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.99 69,994,120	99.99 69,994,120	- 2014/02/10	7.23
5	415 国庫短期証券	日本	国債証券	70,000,000	99.98 69,991,747	99.98 69,991,747	- 2014/03/17	7.23
6	406 国庫短期証券	日本	国債証券	60,000,000	99.99 59,995,797	99.99 59,995,797	- 2014/02/03	6.19
7	403 国庫短期証券	日本	国債証券	50,000,000	99.99 49,998,210	99.99 49,998,210	- 2014/01/20	5.16
8	410 国庫短期証券	日本	国債証券	50,000,000	99.99 49,995,816	99.99 49,995,816	- 2014/02/24	5.16
9	400 国庫短期証券	日本	国債証券	40,000,000	99.99 39,999,032	99.99 39,999,032	- 2014/01/14	4.13
10	418 国庫短期証券	日本	国債証券	40,000,000	99.98 39,994,364	99.98 39,994,364	- 2014/03/24	4.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	62.97%
合計	62.97%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）

(1) 投資状況（平成25年12月30日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	32,915,285,272	97.11
内 ケイマン諸島	32,915,285,272	97.11
親投資信託受益証券	100,120	0.00
内 日本	100,120	0.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	978,758,124	2.89
純資産総額	33,894,143,516	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成25年12月30日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	数 種類 は	株数、口 また 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GLOBAL REIT ALPHA FUND CURRENCY SELECT CLASS	ケイマン諸島	投資信託 受益証券	345,056,507.13	93.53 32,274,170,281	95.39 32,915,285,272	97.11
2	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	日本	親投資信 託受益証 券	99,771	1.0034 100,110	1.0035 100,120	0.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.11%
親投資信託受益証券	0.00%
合計	97.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成24年12月13日)	26,517,203,885	26,860,762,273	1.0806	1.0946
平成24年12月末日	30,890,241,431	-	1.1287	-
平成25年1月末日	41,647,550,113	-	1.2227	-
2月末日	45,224,997,494	-	1.2193	-
3月末日	48,304,223,139	-	1.2534	-
4月末日	50,066,042,616	-	1.3207	-
5月末日	45,469,342,830	-	1.2504	-
第2特定期間末 (平成25年6月13日)	38,494,827,819	38,979,031,271	1.1130	1.1270
6月末日	39,097,701,937	-	1.1315	-
7月末日	38,303,339,132	-	1.1321	-
8月末日	33,918,907,480	-	1.0360	-
9月末日	35,236,127,060	-	1.0824	-
10月末日	35,670,397,016	-	1.1148	-
11月末日	34,295,346,188	-	1.0937	-
第3特定期間末 (平成25年12月13日)	32,648,028,030	33,082,676,400	1.0516	1.0656
12月末日	33,894,143,516	-	1.0938	-

分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0560
第2特定期間	0.0840
第3特定期間	0.0840

収益率の推移

	収益率(%)
第1特定期間	13.7
第2特定期間	10.8
第3特定期間	2.0

(4) 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	25,090,125,711	650,240,793
第2特定期間	25,793,518,787	15,747,442,791
第3特定期間	1,881,677,749	5,421,326,473

(注) 当初設定数量は100,000,000口です。

（参考）ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）」の記載と同じ。

[次へ](#)

（参考情報）

●通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）

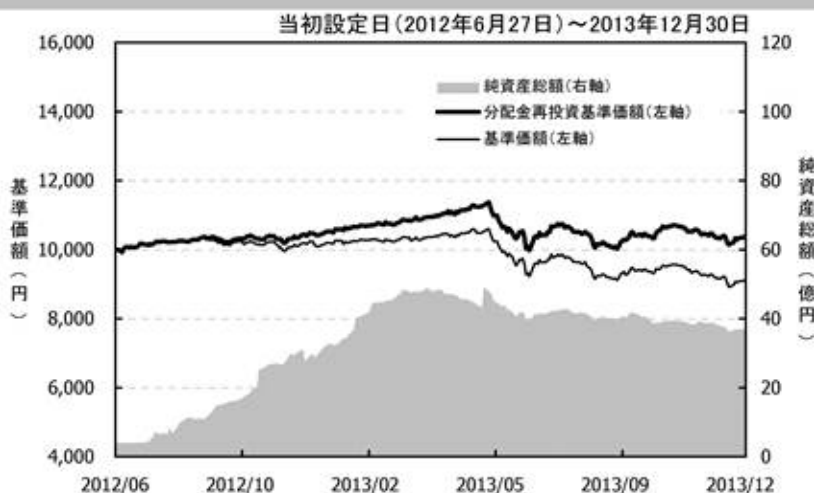
2013年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,128円
純資産総額	37億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-0.7%
3カ月間	-0.5%
6カ月間	0.2%
1年間	-1.1%
3年間	-
5年間	-
設定来	3.9%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額： 960円 設定来分配金合計額： 1,280円

決算期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月	13年10月	13年11月	13年12月
分配金	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円	80円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

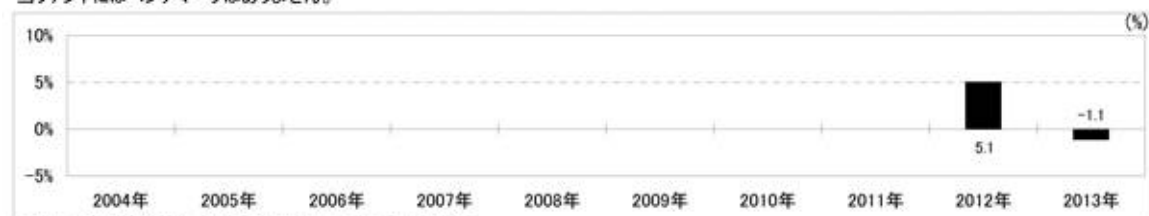
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	リートα・ファンド(円ヘッジクラス)	97.4%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	0.0%
合計		97.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2012年は設定日(6月27日)から年末、2013年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

●通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）

2013年12月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	10,938円
純資産総額	338億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	1.3%
3カ月間	5.1%
6カ月間	4.4%
1年間	11.9%
3年間	-
5年間	-
設定来	33.2%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、
「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 1,680円 設定来分配金合計額: 2,240円

決算期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
	13年1月	13年2月	13年3月	13年4月	13年5月	13年6月	13年7月	13年8月	13年9月	13年10月	13年11月	13年12月
分配金	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円	140円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

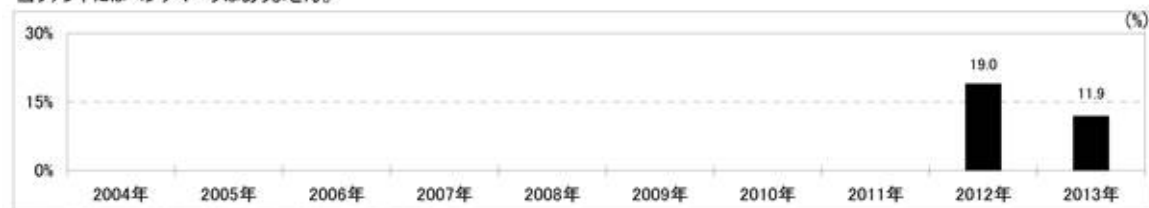
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

組入上位10ファンド		
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	リートα・ファンド(通貨セレクトクラス)	97.1%
大和証券投資信託委託	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	0.0%
合計		97.1%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2012年は設定日(6月27日)から年末、2013年は12月30日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ．およびロ．に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行いません。

イ．ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

「円ヘッジコース」または「通貨セレクトコース」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受付けを中止することがあります。（なお、他のファンドとは、受益者が「円ヘッジコース」の受益者である場合、「通貨セレクトコース」を、また「通貨セレクトコース」の受益者である場合、「円ヘッジコース」をいいます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 信託財産留保額について >

当ファンドにおいては、信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

一部解約に対応して有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益権を継続して保有される方との公平性に資する目的で導入されています。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1．日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
 - 2．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
 - 3．価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成24年6月27日から平成29年6月13日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、平成24年6月27日から平成24年8月13日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
4. 前3.の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1. から6. までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい重大な信託約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前 の3. または前 の2. に規定する書面に付記します。

運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1計算期間の末日を除く決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年6月14日から平成25年12月13日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）】

通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成25年6月13日現在	当 期 平成25年12月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	110,753,238	107,702,171
投資信託受益証券	4,037,319,322	3,578,791,959
親投資信託受益証券	400,320	400,439
流動資産合計	4,148,472,880	3,686,894,569
資産合計	4,148,472,880	3,686,894,569
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	34,124,084	32,461,229
未払解約金	39,999,999	34,845,292
未払受託者報酬	119,763	99,341
未払委託者報酬	4,790,866	3,973,900
その他未払費用	167,142	158,677
流動負債合計	79,201,854	71,538,439
負債合計	79,201,854	71,538,439
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 4,265,510,567	¹ 4,057,653,657
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	² 196,239,541	² 442,297,527
（分配準備積立金）	124,792,677	219,991,919
元本等合計	4,069,271,026	3,615,356,130
純資産合計	4,069,271,026	3,615,356,130
負債純資産合計	4,148,472,880	3,686,894,569

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成24年12月14日 至 平成25年6月13日	当 期 自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
営業収益		
受取配当金	323,487,446	358,341,997
受取利息	39,350	16,575
有価証券売買等損益	365,201,672	394,058,026
営業収益合計	41,674,876	35,699,454
営業費用		
受託者報酬	668,889	635,063
委託者報酬	26,757,420	25,404,415
その他費用	167,142	158,677
営業費用合計	27,593,451	26,198,155
営業損失（ ）	69,268,327	61,897,609
経常損失（ ）	69,268,327	61,897,609
当期純損失（ ）	69,268,327	61,897,609
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	7,805,886	886,685
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	35,641,599	196,239,541
剰余金増加額又は欠損金減少額	92,900,404	49,998,468
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	49,998,468
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	92,900,404	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,243,521	33,312,285
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	61,243,521	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	33,312,285
分配金	¹ 202,075,582	¹ 201,733,245
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	196,239,541	442,297,527

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 平成25年6月14日	至 平成25年12月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	平成25年6月13日現在	平成25年12月13日現在
1. 1 期首元本額	2,824,556,539円	4,265,510,567円
期中追加設定元本額	3,171,029,683円	604,834,632円
期中一部解約元本額	1,730,075,655円	812,691,542円
2. 特定期間末日における受益権の総数	4,265,510,567口	4,057,653,657口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は196,239,541円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は442,297,527円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 平成24年12月14日 至 平成25年6月13日	自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日

1 分配金の計算過程	（自平成24年12月14日 至平成25年1月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（32,143,678円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（138,531,510円）及び分配準備積立金（31,270,597円）より分配対象額は201,945,785円（1万口当たり604.72円）であり、うち26,715,727円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成25年1月16日 至平成25年2月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（43,751,321円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（196,871,556円）及び分配準備積立金（35,922,695円）より分配対象額は276,545,572円（1万口当たり637.80円）であり、うち34,687,217円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成25年2月14日 至平成25年3月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（50,481,159円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（216,679,919円）及び分配準備積立金（43,457,103円）より分配対象額は310,618,181円（1万口当たり672.82円）であり、うち36,933,367円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	（自平成25年6月14日 至平成25年7月16日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（52,990,126円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（227,835,207円）及び分配準備積立金（122,589,348円）より分配対象額は403,414,681円（1万口当たり939.29円）であり、うち34,359,056円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成25年7月17日 至平成25年8月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（56,519,722円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（233,342,102円）及び分配準備積立金（138,487,729円）より分配対象額は428,349,553円（1万口当たり991.34円）であり、うち34,567,223円（1万口当たり80円）を分配金額としております。 （自平成25年8月14日 至平成25年9月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（54,428,326円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（237,529,704円）及び分配準備積立金（158,430,246円）より分配対象額は450,388,276円（1万口当たり1,037.06円）であり、うち34,743,489円（1万口当たり80円）を分配金額としております。
------------	--	--

（自平成25年3月14日 至平成25年4月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（54,170,940円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（34,991,241円）、投資信託約款に規定される収益調整金（217,276,032円）及び分配準備積立金（51,890,138円）より分配対象額は358,328,351円（1万口当たり793.43円）であり、うち36,129,344円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	（自平成25年9月14日 至平成25年10月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（60,021,507円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（229,650,969円）及び分配準備積立金（163,399,979円）より分配対象額は453,072,455円（1万口当たり1,103.33円）であり、うち32,851,205円（1万口当たり80円）を分配金額としております。
（自平成25年4月16日 至平成25年5月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（55,214,194円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（202,542,609円）及び分配準備積立金（96,150,564円）より分配対象額は353,907,367円（1万口当たり845.51円）であり、うち33,485,843円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	（自平成25年10月16日 至平成25年11月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（52,923,480円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（230,591,343円）及び分配準備積立金（188,348,663円）より分配対象額は471,863,486円（1万口当たり1,152.61円）であり、うち32,751,043円（1万口当たり80円）を分配金額としております。
（自平成25年5月14日 至平成25年6月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（54,785,628円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（223,016,824円）及び分配準備積立金（104,131,133円）より分配対象額は381,933,585円（1万口当たり895.40円）であり、うち34,124,084円（1万口当たり80円）を分配金額としております。	（自平成25年11月14日 至平成25年12月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（52,879,162円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（235,859,807円）及び分配準備積立金（199,573,986円）より分配対象額は488,312,955円（1万口当たり1,203.44円）であり、うち32,461,229円（1万口当たり80円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成25年12月13日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期	当 期
	平成25年6月13日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	平成25年12月13日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	419,892,693	188,289,708
親投資信託受益証券	40	0
合計	419,892,653	188,289,708

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期	当 期
平成25年6月13日現在	平成25年12月13日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成25年6月13日現在	当 期 平成25年12月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9540円 (9,540円)	0.8910円 (8,910円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	GL REIT ALPHA JPY HEDGED	44,594,427.050	3,578,791,959	
投資信託受益証券 合計			3,578,791,959	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	399,083	400,439	
親投資信託受益証券 合計			400,439	
合計			3,579,192,398	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）」の状況

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（円ヘッジクラス）」は、ケイマン籍の外国投資信託受益証券（円建）であります。同ファンドは平成25年2月28日に計算期間が終了し、作成された財務諸表は独立監査人により国際監査基準に準拠した監査を受けております。以下に記載した同ファンドの情報は、監査済み財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

グローバル・リートα・ファンド
(適格機関投資家専用)

**(クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II
サブ・トラスト)**

(ケイマン諸島籍)

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表
2013年2月28日

貸借対照表

2013年2月28日

	注記	2013年2月28日 円
資産		
現金および現金等価物	3b	809,000,000
担保付スワップ投資（公正価値） （取得価格：83,036,787,338円）	4,5,6	91,701,184,306
デリバティブ金融商品（公正価値）	4,5,7	1,318,851,492
拠出金受取勘定		1,061,000,000
未収利息		11,220,006
資産計		<u>94,901,255,804</u>
負債		
デリバティブ金融商品（公正価値）	4,5,7	797,031,066
未決済投資債務		1,870,000,000
未払報酬代理店報酬		11,220,006
負債計		<u>2,678,251,072</u>
償還可能受益証券保有者帰属純資産		<u>92,223,004,732</u>
帰属先別純資産		
ノンヘッジクラス受益証券		8,535,378,725
円ヘッジクラス受益証券		38,529,245,852
通貨セレクトクラス受益証券		<u>45,158,380,155</u>
発行済受益証券		
ノンヘッジクラス受益証券	9	75,614,105.07
円ヘッジクラス受益証券	9	400,376,164.04
通貨セレクトクラス受益証券	9	<u>394,633,171.28</u>

受益証券一口当たり 純資産	ノンヘッジクラス受益証券	112.88
	円ヘッジクラス受益証券	96.23
	通貨セレクトクラス受益証券	114.43

受託会社を代表しここに承認する - 2013年8月7日

VINCENT TERNIER（ヴィンセント・テルニエール）- 署名権者

BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドを代表し
専らグローバル・リートα・ファンド（適格機関投資家専用）の
受託会社としての地位において

財務諸表に対する注記を参照してください。

財務諸表

2013年2月28日

包括利益計算書

2012年6月15日（設定日）から 2013年2月28日までの期間

	注記	2013年2月28日 円
手数料収入	8	3,920,753,458
担保付スワップ投資純利益	6	8,757,347,129
デリバティブ純損失	7	(3,593,804,924)
為替純利益		217,470,356
投資純利益		9,301,766,019

営業費用	10	22,598,464
営業費用計		22,598,464
償還可能受益証券保有者帰属純資産変動額		
		9,279,167,555

財務諸表に対する注記を参照してください。

財務諸表
2013年2月28日

償還可能受益証券保有者帰属純資産変動計算書
2012年6月15日（設定日）から 2013年2月28日までの期間

	注記	2013年2月28日 円
償還可能受益証券発行額		89,691,587,486
償還可能受益証券償還額		(1,531,162,823)
償還可能受益証券保有者への分配額	9	(5,216,587,486)
償還可能受益証券保有者帰属純資産変動額		9,279,167,555
2013年2月28日現在残高		92,223,004,732

財務諸表に対する注記を参照してください。

財務諸表

2013年2月28日

キャッシュフロー計算書

2012年6月15日（設定日）から 2013年2月28日までの期間

2013年2月28日

円

キャッシュ増加/（減少）：

営業活動

償還可能受益証券保有者帰属純資産変動額	9,279,167,555
投資資産の購入	(84,475,000,000)
投資資産売却手取金（ ¹ ）	1,526,555,002
デリバティブ決済純支払	(4,115,625,350)
非キャッシュ項目調整：	
担保付スワップ投資純利益	(8,757,347,129)
デリバティブ実現純損失	4,115,625,350
デリバティブ評価純利益	(521,820,426)
非キャッシュ営業残高純変動額：	
受取利息	(11,220,006)
未決済投資債務	1,870,000,000
未払報酬代理店報酬	11,220,006
営業活動によるキャッシュフロー	(81,078,444,998)

財務活動

償還可能受益証券発行からの手取金	88,630,587,486
償還可能受益証券償還による支払（ ² ）	(1,526,555,002)
償還可能受益証券保有者への分配金	(5,216,587,486)
財務活動によるキャッシュフロー	81,887,444,998

当期現金および現金等価物の増加、すなわち現金および現金
等価物期末残高

809,000,000

- (1) 投資資産売却手取金は注記6に記載されているように4,607,821円の取引解消手数料控除後の純額として掲載されている。
- (2) 償還可能受益証券の償還支払は注記9に記載されているように4,607,821円の償還手数料控除後の純額として掲載されている。

財務諸表に対する注記を参照してください。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記

1 本籍地と活動

グローバル・リートα・ファンド(適格機関投資家専用)(「当トラスト」)はクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)II グローバル・リート(「マスター・トラスト」)のサブ・トラストである。当マスター・トラストはケイマン諸島信託法74条に基づき2007年11月9日に、また、ケイマン諸島投資信託法に基づき2007年11月15日にそれぞれ登録された特例トラストである。当トラストは2012年6月15日に設立され、2012年6月28日に運用を開始した。登録事務所の住所は P.O. Box 31371, Camana Bay, 72 Market Street, Cassia Court, 2nd Floor Suite 2204, Grand Cayman KY1-1206, Cayman Islands である。

当トラストの投資目標はクレディ・スイス・インターナショナル(担保付スワップ・カウンターパーティ)の発行した担保付スワップ(「担保付スワップ」)への受益証券の発行から受け取る全拠出手取金の投資を通じてグローバル・リートα・ストラテジー(「ストラテジー」)へのエクスポージャーを受益者へ提供することにある。

当戦略は当担保付スワップに基づく当トラストに対し月々のクーポンの形で毎月受益証券の各クラスについて受益証券一口当たり一定の名目収入を支払う。当該収入は実際に分配されるわけではなく、当該分配再投資日に受益証券と同じクラスの受益証券に申し込む目的で受益者のために用いられる（かつ当該名目分配額と同額の、対応する担保スワップ投資が行われる）。当戦略は世界中の規制された証券取引所に上場されているグローバル不動産投資信託（「REITs」）のポートフォリオに名目的に投資することにより、つまり、ヨーロッパの「カバーされた」コール・オプションを名目的に売る売買戦略を実行し、当該売買戦略から純配当金およびオプション・プレミアムを名目的に回収することにより、この金額を獲得することを目的としている。

当戦略は1カ月期間を空けるが同じ方法で機械的に行う3つのサブ・戦略を含んでいる。各サブ・戦略復元日に、当該REITsは、S&P 先進国リート指数の構成株式からなる投資ユニバースから下に定義された財務顧問会社による株式選択プロセスに従い当該サブ・戦略を名目的に購入する。また、当該REITsは、それ以外のREITsを購入することにより拡張される場合もある。

当トラストの投資活動はケイマン諸島会社法（改正）に基づいて法人化された会社であるクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（「運用会社」）が運用する。クレディ・スイス・インターナショナルは財務に関する助言、投資運用サービスおよび計算代行会社としてのサービスも当トラスト（「財務顧問会社」兼「計算代行会社」）に提供し、当トラストの一定の営業および運用費用ならびに諸経費の支払に責任を負う。これには、受託報酬、副管理事務代行会社報酬、保管料、分配手数料、監査報酬、通貨投資助言手数料およびその他通常の事業運営で発生する費用（「報酬代行会社」）を含む。

当トラストの受託会社兼管理事務代行会社はBNY Mellon・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）であり、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon（シンガポール支店）は副管理事務代行会社である。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

1 本籍地と活動（続き）

当財務諸表において純資産という場合は特に明記しない限りすべて償還可能受益証券保有者に帰属する純資産のことをいう。

2 財務諸表作成の基礎

当財務諸表は国際財務諸表報告基準（「IFRS」）に従い作成される。

(a)測定の基礎

財務諸表は損益を通じて公正価値で測定する金融商品を除き取得原価主義で作成されており、公正価値で測定されている。

(b)運用および表示通貨

財務諸表の運用および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当トラストの受益証券は日本円で発行・償還され、トラストの運用は主に日本円で行われることを反映している。

(c)見積もりおよび判断の利用

IFRSに準拠した財務諸表の作成には、政策適用および資産、負債、収入ならびに費用の報告額に影響を与える当トラスト経営陣が行う判断、見積もりおよび想定が必要とされる。実際の結果は見積もりと異なることがある。

見積もりおよびその基礎をなす想定は継続的に見直しされる。会計上の見積もりの修正は、当該修正がその期間だけに影響する場合には見積もりの修正期間に認識され、修正が現在および将来の期間に影響する場合には修正期間および将来期間に認識される。

財務諸表上で認識された金額に最も重要な影響を与える会計方針を適用するにあたり見積もりの不確実性および重大な判断についての大きな影響を与える分野についての情報は注記4および5に記載されている。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

2 財務諸表作成の基礎（続き）

(d)不採用の新基準・解釈

多くの新基準、基準・解釈の修正が2013年2月28日以降に開始される年度から効力を発するが、これらは当財務諸表作成においては採用されることはなく、また当財務諸表で開示されることもなかった。これらはいずれも当トラストの財務諸表で認識される金額の測定に対する影響は大きくないと見込まれている。しかし、IFRS 9「金融商品」（「IFRS 9」）においては、金融資産の分類が変更され、IFRS 13「公正価値測定」（「IFRS 13」）では全体の公正価値測定に唯一の指針の源を確立し、公正価値の測定および公正価値測定について要求された開示のためのフレームワークを設定している。

- ・ IFRS 9およびIFRS 7「金融商品」：「開示」（「IFRS 7」）の最近の修正は、ある組織がIFRS 9を初めて採用する場合過年度残高を修正再表示することについての過渡的軽減措置を修正している。IFRS7の変更により、ある組織の認識した金融資産および金融負債に関連した相殺やその他の相殺処理の潜在的影響を追加的に開示することが導入される。
- ・ 2011年12月に公表されたIFRS 7「開示 - 金融資産と金融負債の相殺」への最近の改正では、ある組織の財務諸表の使用者が相殺処理の効果および潜在的効果を評価できるような情報を開示に含めるよう要求している。それには当該組織の財務状況について組織の認識された金融資産および認識された金融負債に関連する相殺権が含まれる。組織は従って以下の事項を開示しなければならない。
 - (i) 認識された金融資産および認識された金融負債の総額
 - (ii) 財政状態報告書に表示される純額を決定する場合IAS32の分類に準拠した相殺額
 - (iii) 財務諸表に計上される純額
 - (iv) 法的強制力のあるマスター相殺契約または類似の契約の対象となる金額
 - (v) 上記(iii) および (iv)に掲記された金額控除後の純額上記修正は2013年1月1日以降開始される年度およびその中間期間に遡及的に効力を発する。

財務諸表
2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）
2 財務諸表作成の基礎（続き）

(d)不採用の新基準・解釈（続き）

- ・ 2015年1月1日以降開始される年度から適用されるIFRS 9は一部のハイブリッドタイプの契約も含め、金融資産および負債について組織がとるべき分類および測定法を規定している。IFRS 9はIAS 39の要件と比較して、金融資産の分類および測定のアプローチを改善かつ簡素化させている。IAS 39の金融負債についての分類および測定要件の大部分は変更されることなく踏襲された。IFRS 9は金融資産の分類に一貫性のあるアプローチを採用し、独自の分類基準をもっていたIAS 39における金融資産の分類を数多く差し替えている。当トラストがその金融資産および金融負債を損益を通じた公正価値を測定することで分類することを継続することが予想されるので、IFRS 9が当トラストの測定の基礎、財政状態または財務実績に大きな影響を与えるとは見込まれていない。IFRS 9は有効年度を待たずに採用することが許されているが、当トラストはその予定はない。
- ・ 2013年1月1日以降開始される年度から適用されるIFRS 13は、公正価値の正確な定義および公正価値測定の唯一の源およびIFRS全体を通して使用されるための公正価値要件を提供することにより継続性を改善させ、複雑さを減少させた。当該要件は公正価値会計の使用を延長するものではないが、IFRSの中でその使用が既に要件とされている、または他の基準により許可されている場合の採用方法についての指針を提供している。公正価値で測定された資産または負債に入札価格と売り呼値がある場合、当基準は最も代表的公正価値である買いと売りの幅にある価格に基づいて評価すること、および、中間市場価格設定または買いと売りの幅にある公正価値測定の実務的な手段として市場参加者に用いられるその他の価格設定の慣習を使用することを容認している。IFRS 13は有効年度を待たずに採用することが許されているが、当トラストは

その予定はない。当トラストはIFRS 13を採用することによる財務状況や財務実績への影響はないと考えている。

財務諸表
2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

3 重要な会計方針

当トラストは下記の重要な会計方針を継続して採用している。

(a) 金融資産および金融負債

(i) 分類

当トラストは担保付スワップ投資を損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類し、デリバティブ金融商品投資を損益を通じて公正価値で測定される金融資産または負債と分類した。貸付金および受取勘定として分類される金融資産は拠出金受取勘定、未収利息および現金および現金等価物から構成される。貸付金および受取勘定は現行の市場では公表されない支払額が固定または確定した非デリバティブ金融資産である。償却原価で計上されている金融負債には未決済投資債務および未払報酬代理店報酬を含む。

(ii) 認識計上

損益を通じて公正価値で測定される金融資産は当トラストが当該金融資産の契約の一方の当事者になった取引日に最初に認識される。他の金融資産および負債は組成日に認識される。

金融負債は、当事者の一方が履行しない、または当該契約がIAS 39の範囲から適用除外されていないデリバティブ取引でない限り認識されない。

(iii)測定

損益を通じた公正価値で測定される金融資産および金融負債は最初に公正価値で測定され、取引費用は包括利益計算書上で認識される。損益を通じた公正価値で測定されない金融資産および金融負債は最初に、公正価値に取得または発行に直接的に帰属する取引費用を加えた額で測定される。

最初の認識に続き、損益を通じて公正価値で分類されたすべての金融資産および金融負債は、包括利益計算書に認識された公正価値変動後の公正価値で測定される。

損益を通じて公正価値で分類された金融資産および負債以外のものは実効利率法を用いた償却原価から減損（もしあれば）を差引いた額が計上される。これらの金融商品は短期または即時的な性質をもつことから公正価値に近似すると考えられている。

財務諸表**2013年2月28日****財務諸表への注記（続き）**
3 重要な会計方針（続き）*(a)金融資産および金融負債（続き）**(iii) 測定（続き）*

公正価値とは、測定日において独立当事者間の取引において十分な知識を持った協力的な当事者間で取引される資産または決済される負債の価値である。

入手可能な場合、当トラストは活発な市場における当該商品の公表価格を用いて商品の公正価値を測定する。公表価格が容易にかつ定期的に入手可能で、独立当事者間で実際にかつ定期的に起こっている市場取引を表示している場合、市場は活発であると見なされる。金融商品の市場が活発でない場合、当トラストは評価技法を用いて公正価値を設定する。評価技法には入手可能であれば十分な知識を持った協力的な当事者間の最近の独立当事者

間取引、事実上同一の他の商品の最新公正価値を参照すること、その他の価格設定モデルを使うことが含まれる。

選択された評価技法は市場インプットを最大限活用し、当トラスト固有の見積もりに極力頼らず、市場参加者が価格設定時に考慮するすべての要素を取り入れ、金融商品価格設定用に認められた経済学の方法論に準拠している。評価技法へのインプットは市場の期待と当該金融商品に固有のリスク-リターン要素の測定を合理的に表示している。当トラストは評価技法を測定し、同一商品について観察可能な最新市場取引または他の利用できる観察可能市場データを利用してその有効性を検証する。

投資証券売却実現損益は加重平均原価法で計算する。評価損益は報告年度期首の金融商品の簿価または購入時の取引価格と年度末簿価との差額を表す。投資証券実現・評価損益は包括利益計算書に計上される。

(iv)担保付スワップ投資

担保付スワップ投資は公正価値で計上され、公正価値は注記1に記載したストラテジーの運用成果を参照して決定される。

担保付スワップの公正価値は1つのサブ・ストラテジー当り組み込まれたREITsの公正価値およびストラテジーに基づいて名目的に売却されたヨーロピアン・コール・オプションの価値に基づく。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）
3 重要な会計方針（続き）

(a)金融資産および金融負債（続き）

(v)デリバティブ金融商品投資

当トラストはオープン・カレンシー為替先渡契約の形態でデリバティブ金融商品への投資証券を保有している。当該オープン・カレンシー為替先渡契約の公正価値は貸借対照日における取引レートと適用先物レートとの換算差額である。

(vi)認識の取消

当トラストは、金融資産からのキャッシュフローに対する契約権が失効する場合、または当該金融資産を譲渡し、かつ、当該譲渡がIAS 39の要件に準拠した認識の取消を満たす場合、金融資産の認識を取り消す。

当トラストは金融負債の契約債務が免除、取消または満期となった場合当該金融負債の認識を取り消す。

(b)現金および現金等価物

現金および現金等価物は国際的金融機関に開いている当座勘定へ預金されている当初満期が3ヵ月以下の金額から構成されている。

(c)金融商品の相殺

金融資産および負債は、当トラストが認識額を相殺する法的権限を有し、かつ、純額主義により精算するか、資産の実現と負債の精算を同時に行うかのいずれかを行う意図のある場合限り、相殺され貸借対照表に純額表示される。

(d)未決済投資債務

未決済投資債務とは購入済であるが貸借対照日に未決済の投資債務である。

(e)拠出金受取勘定

拋出金受取勘定とは発行済であるが貸借対照日において償還可能受益証券の保有者が決済していない受益証券拋出金である。

(f)費用

営業費用はすべて包括利益計算書に発生主義により認識される。

財務諸表
2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）
3 重要な会計方針（続き）

(g)手数料収入

手数料収入は注記8に掲記したように担保付スワップの条件に準拠して発生の都度包括利益計算書に認識される。

(h)償還可能受益証券保有者帰属純資産

当トラストは、マスター信託証書および補足情報覚書の条項に準拠して、当トラストの受益者のために信託資金のなかで当トラストの資産を継続保有する。当トラストは、金融商品の契約条件の大意に従い金融負債またはエクイティ証券として発行された金融商品を分類する。当トラストは発行済み償還可能受益証券として3クラス、すなわち、ノンヘッジクラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券および通貨セレクトクラス受益証券を保有している。

これらのクラスはすべての重要な点において当トラストの最も劣後したクラスであり、受益証券ランクとしても同様である。また、注記5（a）、6、8 および 9に記載したように異なる償還および分配権を、担保付スワップ受益証券の当該クラスの純資産における受益者の持分に比例した価値で提供する担保付スワップクラスへの参照を除いて同一の条件を有している。これは当トラストの清算時においても同様である。

当トラストの償還可能受益証券は金融負債として分類される。

(i) 一口当たり受益証券の純資産

一口当たり受益証券の純資産はマスター信託証書に準拠して当トラストの償還可能受益証券保有者帰属純資産を発行済受益証券口数で除して算出される。

(j) 税制

当トラストはケイマン諸島においてその収入、利益、キャピタルゲインに対する税金支払が免除されている。当トラストはケイマン諸島政府の総督より、マスター信託の設立日から50年間にわたり一切の現地収入、利益およびキャピタルゲインを免除されるとの誓約を受け取っている。従って、当財務諸表には所得税条項の記載がない。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）
3 重要な会計方針（続き）

(k) 外国為替差損益

外貨建て取引は取引日の外国為替レートで換算される。外貨建て金融資産および負債は貸借対照日の外国為替最終レートで日本円に換算される。外国為替換算差額および金融資産および負債の売却または精算から生じる評価損益は包括利益計算書で認識される。

公正価値で測定される外貨建て非金融資産および負債は価値の決定日の外国為替レートで測定される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の外国為替損益は公正価値のその他の変動額と合算して認識され、投資純損益またはデリバティブ純損益に適宜計上される。

包括利益計算書の勘定項目である「為替純利益」に計上されているのは、損益を通じて公正価値で分類されているもの以外の、金銭上の金融資産および金融負債の外国為替純損益である。

4 金融リスク管理

当トラストの投資ポートフォリオは担保付スワップと為替先物契約から構成されている。当トラストの投資活動によりポートフォリオは金融商品および投資先市場に関連した各種リスクにさらされる。当トラストがさらされるリスクのうち最も重要な種類の金融リスクは市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。貸借対照日現在発行済金融商品の性質および範囲、および当トラストの採用しているリスク管理方針を次に考察する。

(a) 市場リスク

市場リスクは損益両方の可能性を具体化したもので、価格リスク、通貨リスクおよび利子率リスクを含む。

当トラストの投資リスク管理についての戦略は当トラストの投資目的により変動する。当トラストは、受益証券の発行から受け取ったすべての拋出金手取額を一定の担保付スワップへ投資することを通じて当該ストラテジーへのエクスポージャーを受益証券保有者へ提供することを目的としている。運用会社は自社取締役との会合を定期的に行い、財務顧問会社としての立場で担保付スワップ・カウンターパーティの法規準拠性のモニタリング状況の報告を行う。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

4 金融リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

当財務顧問会社は当トラストの投資目的および戦略に準拠して当トラストの投資管理を行う。その際、当トラストの資産が当トラストの投資制限または借入およびレバレッジ制限に違反して使用または投資されることを防止するために必要かつ経済的に合理的な手続きが取られるこ

とを確認する。当財務顧問会社は社内で作成され定期的に見直しを受ける投資指針に基づいて投資管理活動を実行する。当財務顧問会社は受託会社に対し、投資管理に係る決定、その他通常の業務外の出来事や状況の結果要求される投資管理行動について助言を行う。

為替先物契約、非受渡為替先物契約またはその他金融商品は通貨ヘッジ取引を実行する目的で行われることがある。

市場エクスポージャーの全体像は以下の通りである。

	公正価値	純資産に対する割合
	円	(%)
担保付スワップ投資	91,701,184,306	99.43
デリバティブ金融資産	1,318,851,492	1.43
デリバティブ金融負債	(797,031,066)	(0.86)
	<u>92,223,004,732</u>	<u>100.00</u>

(i) 価格リスク

価格リスクとは、当ステラテジーに特有の要素により生じたか、市場で取引される全商品に影響する要素により生じたかを問わず、市場価格の変動の結果投資価値が変動するリスクである。

当トラストの投資は、包括利益計算書で認識される公正価値の変動を加味した公正価値で計上されるので、市場状況の変化はすべて償還可能受益証券保有者に帰属する純資産および包括利益総額に直接影響する。

価格リスクは為替先渡契約を用いてヘッジされる。

2013年2月28日の市場価格の1%の上昇で償還可能受益証券保有者に帰属する純資産が917,011,843円上昇したことになる。1%の減少で同額が下落したことになる。

財務諸表
2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

4 金融リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(ii) 通貨リスク

当トラストの金融資産および負債は日本円で表示される。したがって、当トラストは当該資産および負債の為替レートの実勢水準での直接変動によるリスクは受けない。しかし、為替先渡契約を利用した為替ヘッジ取引は円ヘッジクラス受益証券および通貨セレクトクラス受益証券の受益者のために行われる。

円ヘッジクラス受益証券にとって、月別日本円先渡ヘッジが現地通貨および日本円間の為替変動への受益者のエクスポージャーを最小にする目的で潜在的に日々調整される円ヘッジクラス受益者のために行われる。運用会社やその代理人が、現地通貨および日本円間の変動に対する円ヘッジクラス受益証券の通貨エクスポージャーのおよそ100%をヘッジすることを目的としても、当該投資の将来価値の変動などによりエクスポージャーは必ずしも100%とはならない。

通貨セレクトクラス受益証券にとって、月別米ドル先物ヘッジが選択通貨の米ドルに対する為替変動への受益者のエクスポージャーを最小にする目的で潜在的に日々調整される通貨セレクトクラス受益者のために行われる。上記通貨取引の結果、通貨セレクトクラス受益証券への投資家は選択通貨および米ドル間の為替レートにさらされる。

以下の表は為替先渡契約での外国通貨リスクへの当ファンドの主要エクスポージャーを日本円で額を示したものである。

為替先物契約	契約額（円）
USD	(50,911,552,542)
EUR	(6,655,441,056)
AUD	(9,009,075,187)
CNY	7,894,881,998
RUB	7,891,157,217
INR	7,435,399,961

上記表の金額は為替先物契約の名目上の金額による。

財務諸表
2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

4 金融リスク管理（続き）

(a) 市場リスク（続き）

(iii) 利子率リスク

日々価格が改訂される現金および現金等価物は当トラスト唯一の利付き金融資産である。その結果として、当トラストは実勢水準の市場利子率の変動の影響による公正価値利子率リスクに対するエクスポージャーにさらされない。

(b) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品に対するカウンターパーティが当トラストと約定した債務またはコミットメントを履行できないリスクである。当トラストは個別カウンターパーティへのエクスポージャーに関して集中リスクを定めている。貸借対照日において、全純資産は担保付スワップ・カウンターパーティが保有している。

担保付スワップ・カウンターパーティは受益者のために受託会社に対し担保を設定し、受託会社は担保付スワップ・カウンターパーティが支払および担保付スワップで決められたその他の義務を履行できない場合当該担保に償還請求権をもつ。しかし、当該担保実現価値が担保付スワップにおいて担保付スワップ・カウンターパーティの支払義務を満たすのに十分かどうかの保証はない。

担保付スワップに対する担保として保有されている金融資産価値は当トラストの担保付スワップ投資の公正価値を超過する。担保価値があらかじめ決められた担保範囲を下回った場合、当該担保付スワップ・カウンターパーティが担保を追加することが契約書により求められている。

担保の純実現価値を考慮に入れない場合、貸借対照日における信用リスクの最大エクスポージャーは金融資産の簿価により最もよく表示されている。

(c)流動性リスク

当トラストの規約は受益証券について日々の解約について備えることを規定している。したがって、償還額を満たす十分な投資証券の売却ができない場合、受益者の償還を満足させる流動性リスクに常にさらされることになる。

当トラストによる担保付スワップへの投資は組織された市場では取引されず、現金化しにくい。その結果、当トラストは当該商品への投資を流動化させる要件を満たす公正価値に近似した金額で速やかに現金化できない場合がある。

金融負債は満期まで1ヵ月未満の残存契約期間がある。

財務諸表
2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

4 金融リスク管理（続き）

(c)流動性リスク（続き）

2013年2月28日	1ヵ月未満	1 ～ 3 ヶ月	合計
金融負債	円	円	円
未決済投資債務	1,870,000,000	-	1,870,000,000
未払報酬代理店報酬	-	11,220,006	11,220,006
デリバティブ金融負債	797,031,066	-	797,031,066
金融負債合計	2,667,031,066	11,220,006	2,678,251,072

(d)その他のリスク

担保付スワップは受益証券の各クラスの勘定に対し、毎月受益証券一口当たり一定の金額（「マンスリー・クーポン」）を支払い、当該金額は直ちに担保付スワップに再投資される。当該収入は受益証券一口当たり当初1.25円であるが、その後は計算代行会社の一存により毎月この数字を変更できる。生じた収入が目標収入を達成するという保証はなく、そうならない場合、マンスリー・クーポンはその全部または一部が投資元本から支払われることもあり、あるいは、マンスリー・クーポンがゼロになる可能性もある。加えて、ステラテジーが利益をもたらさない場合、受益証券の償還に関して受益者に返還される償還額は受益者の当初投資額を下回ることもある。

ステラテジー業績リスク

当ステラテジーは各ステラテジー再構築日に当ステラテジー（「構成銘柄」）に名目的に含まれた各REIT価格を超える行使価格のヨーロピアン・コール・オプションを名目上売却する。価格が力強く上昇している強気相場環境では、当ステラテジーは当構成銘柄への直接投資よりも運用成果が下回ることがある。

担保付スワップの無利子

受益証券のリターンは、特に担保付スワップの運用成果に依拠する。受益証券への投資は担保付スワップまたは担保付スワップに連動した原資産への直接的権益を受益者に付与することではなく、また、当該受益者に担保付スワップ・カウンターパーティの行動、担保付スワップに連動した原資産、担保付スワップ・カウンターパーティへのサービスプロバイダーの行動を統制する権利を付与するものでもない。担保付スワップに基づく負債を（全体、一部を問わず）相殺するために、担保付スワップ・カウンターパーティまたは第三者は当ステラテジーを構成する原資産への権益を（直接、間接）保有できる。しかし、当該権益を維持しなければならない人、また当該権益の規模に関しての要件は存在しない。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

5 公正価値測定

当トラストは測定時に使用されるインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを使用して公正価値測定の分類を行う。公正価値ヒエラルキーは次の水準に分けられる。

- ・ 同一の資産・負債の活発な市場での調整前表示価格（レベル1）。
- ・ 資産または負債について観察可能なレベル1に含まれる表示価格以外のインプットから直接（たとえば、価格）または間接的に（たとえば、価格から導きだされたもの）導きだされるもの（レベル2）。
- ・ 観察可能な市場データに基づかない資産または負債についてのインプット（観察不能なインプット）（レベル3）。

公正価値測定全体がその中で分類される公正価値ヒエラルキー水準は公正価値測定全体にとって重要な最低水準インプットを基礎に決定される。この目的のために、インプットの重要性が公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定全体が観察不能インプットに基づいた重要な調整を要する観察可能インプットを用いる場合、当該測定はレベル3の測定である。

ある特定のインプットの公正価値測定全体に対する重要性の評価には当該資産や負債に特有の要素を考慮した判断を要する。

何をもって「観察可能なもの」を構成するのか決定するには当トラストの重要な判断を要する。当トラストが観察可能とみなすデータとは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼性があり検証可能で、自社のものではなく、当該市場に積極的に関わっている独立した情報源から提供される市場データである。

下表は2013年2月28日現在の公正価値で測定された金融商品を公正価値測定が分類されている公正価値ヒエラルキーにおける水準別に分析したものである。

	レベル 1 円	レベル 2 円	レベル 3 円	合計 円
2013年2月28日現在				
<i>損益を通じて公正価値で測定する</i>				
<i>金融資産</i>				
担保付スワップ投資	- 91,701,184,306		- 91,701,184,306	
デリバティブ金融商品	- 1,318,851,492		- 1,318,851,492	
	- 93,020,035,798		- 93,020,035,798	
<i>損益を通じて公正価値で測定する</i>				
<i>金融負債</i>				
デリバティブ金融商品		797,031,066	- 797,031,066	
	- 797,031,066		- 797,031,066	

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

2012年6月15日（設立日）から2013年2月28日までの期間に3つのレベル間を往来する異動はなかった。

(a)担保付スワップ

2013年2月28日現在、当トラストは担保付スワップに以下の投資をしていた。

	取得費用	市場価値
	円	円
ノンヘッジクラス受益証券	7,813,525,099	8,535,378,724
円ヘッジクラス受益証券	36,923,262,239	37,928,438,474
通貨セレクトクラス受益証券	38,300,000,000	45,237,367,108
	<u>83,036,787,338</u>	<u>91,701,184,306</u>

担保付スワップへの投資は注記3（a）（iv）に記載された方針に準拠して評価される。担保付スワップの公正価値を観察可能な市場インプットに基づいて測定するために利用可能な十分な情報がある。しかし、見積もり価値が短期的な最終実現可能金額とは大きく異なることになり、その差額が重要なものになる可能性はある。

担保付スワップ受益証券の次の3つのクラスに拠出可能である。それは、ノンヘッジクラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券および通貨セレクトクラス受益証券であり、それぞれステラテジーにおける為替ヘッジ取引をすることにより受益者に異なる通貨エクスポージャーを提供することを目的とする同一の担保付スワップ取引を含んでいる。

(i) ノンヘッジクラス受益証券

ノンヘッジクラス受益者勘定においては日本円建て担保付スワップへ投資が行われる。ノンヘッジクラス受益証券勘定への通貨ヘッジ取引は行われることはなく、したがって、ノンヘッジクラス受益証券への投資家は選択されたREITsの通貨の運用成果にさらされる。

(ii) 円ヘッジクラス受益証券

円ヘッジクラス受益者勘定においては日本円建て担保付スワップへ投資が行われる。当該選択されたREITsの表示通貨（「現地通貨」）を売却し、かつ、現地通貨と日本円間の為替

レート変動への受益者のエクスポージャーを最小にする目的で日本円を購入することにより、当該円ヘッジクラス受益証券保有者勘定へ為替ヘッジ先渡取引も行われる。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

(a) 担保付スワップ（続き）

(ii) 円ヘッジクラス受益証券（続き）

当現地通貨の加重平均利率が日本円の利率よりも低い場合、この利率の差異は円ヘッジクラス受益証券に関して維持されている勘定の収入をヘッジしていると見込まれる。当現地通貨の加重平均利率が日本円の利率よりも高い場合、この利率の差異は円ヘッジクラス受益証券に関して維持されている勘定の取得費用をヘッジすると見込まれる。

(iii) 通貨セレクトクラス受益証券

通貨セレクトクラス受益者勘定においては日本円建て担保付スワップへ投資が行われる。米ドルに対して現地通貨を売却し、かつ、米ドルに対して高利回りの通貨（「セレクト通貨」）だと一存で見なす通貨投資顧問会社から助言を受けた後、財務顧問会社の選択したおよそ6通貨を購入することにより、当該通貨セレクトクラス受益証券の保有者勘定へ為替ヘッジ先渡取引が行われる。

現地通貨の加重平均利率が選択通貨の利率よりも低い場合、この利率の差異は通貨セレクトクラス受益証券に関して維持されている勘定の収入をヘッジしていると見込まれる。現地通貨の加重平均利率が選択通貨の加重平均利率よりも高い場合、この利率の差異は通貨セレクトクラス受益証券に関して維持されている勘定の取得費用をヘッジしている。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

(b)デリバティブ金融商品

当トラストは為替先渡契約を行う。為替先渡契約とは2当事者間で通貨を一定の価格で、一定の額、一定の将来の日付に売買をする契約である。当初は元本の交換はなく、純受取金または支払持高は満期に決済される。為替先渡しは外国為替リスクの抑制とヘッジに利用される。報告日現在、為替先渡契約の残高は以下のとおりである。

満期日	契約数	購入通貨	通貨購入額	売却通貨	通貨売却額	公正価値 円
2013年3月13日	13	BRL	157,281,872.18	USD	79,600,531.62	(12,758,804)
2013年3月13日	13	CLP	37,764,211,818.00	USD	79,600,531.62	11,041,862
2013年3月13日	13	CNY	530,865,544.87	USD	84,483,999.83	72,756,505
2013年3月13日	13	INR	4,319,573,043.98	USD	80,088,878.43	(78,581,197)
2013年3月13日	13	RUB	2,573,514,742.78	USD	84,972,346.63	(92,401,452)
2013年3月13日	13	TRY	141,391,702.67	USD	79,600,531.62	(99,558,761)
2013年3月21日	6	JPY	24,521,172,678.00	USD	262,366,671.97	317,902,112
2013年3月21日	7	USD	52,159,615.19	AUD	50,527,258.94	46,271,865
2013年3月21日	7	USD	7,750,200.27	CAD	7,850,169.66	10,818,891
2013年3月21日	7	USD	38,909,021.56	EUR	29,090,548.06	80,659,182
2013年3月21日	7	USD	19,991,136.53	GBP	12,962,082.74	29,302,586
2013年3月21日	7	USD	7,934,783.36	HKD	61,537,908.69	(116,720)
2013年3月21日	10	USD	53,715,900.24	JPY	5,016,804,907.00	(61,524,355)
2013年3月21日	7	USD	22,755,716.63	SGD	28,156,420.67	756,511
2013年3月21日	2	AUD	2,247,594.81	JPY	215,697,395.00	(3,717,123)
2013年3月21日	2	CAD	414,937.13	JPY	37,799,490.00	(580,939)
2013年3月21日	2	EUR	1,839,037.09	JPY	225,876,490.00	(4,065,238)
2013年3月21日	3	GBP	1,131,813.54	JPY	159,826,450.00	(1,356,489)
2013年3月21日	3	HKD	4,613,685.81	JPY	55,149,159.00	(261,464)
2013年3月21日	2	SGD	1,398,590.37	JPY	105,422,236.00	(1,187,503)

2013年3月21日	6	JPY	4,349,848,421.00	AUD	45,068,332.81	99,261,356
2013年3月21日	6	JPY	646,327,522.00	CAD	7,003,062.56	18,174,927
2013年3月21日	6	JPY	3,244,815,847.00	EUR	26,000,193.77	108,861,948
2013年3月21日	6	JPY	1,667,159,800.00	GBP	11,557,100.56	49,001,672
2013年3月21日	6	JPY	661,720,851.00	HKD	54,891,274.46	8,695,125
2013年3月21日	6	JPY	1,897,711,816.00	SGD	25,135,188.05	24,425,929

純評価益合計（公正価値）

521,820,426

6 担保付スワップ投資純利益

担保付スワップ投資純利益の構成

	2013年2月28日
	円
投資純実現利益	92,950,161
投資純評価益	8,664,396,968
投資純利益	8,757,347,129

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

6 担保付スワップ投資純利益

償還日における担保付スワップの多くの受益証券の償還に関して、担保付スワップ・カウンターパーティは受託会社に対し以下の計算式で得られた金額を償還日後に合理的に実行可能な範囲で速やかに支払わなければならない。

$$(\text{スワップ価値} / \text{カレント・スワップ・ノショナル}) \times \text{償還スワップ・ノショナル}$$

ここに、

「スワップ価値」とは償還日における財務勧告および計算代行会社契約に基づいて計算代行会社が規定した当取引の時価を意味する

「カレント・スワップ・ノショナル」は償還日における名目金額を意味する。また、「償還可能スワップ・ノショナル」は償還可能受益証券の成果と当初発行価格を意味する。

受託会社は担保付スワップ・カウンターパーティに対し当該償還に関するトラスト償還額から手仕舞い手数料を源泉徴収する権限を付与・指示し、運用会社を支払をする。担保付スワップ・カウンターパーティから運用会社への支払はこの取引に基づいて担保付スワップ・カウンターパーティが運用会社へ支払をする債務の遂行、およびマスター信託証書に準拠して償還手数料を運用会社へ支払う受託会社の債務の遂行から構成されている。

償還日における受益証券の償還に関する手仕舞い手数料は償還額の0.30%相当である。

7 デリバティブ純損失

デリバティブ純損失は以下のように構成されている。

	2013年2月28日 円
デリバティブ実現純損失	(4,115,625,350)
デリバティブ評価益	1,318,851,492
デリバティブ評価損	(797,031,066)
デリバティブ純損失	<u>(3,593,804,924)</u>

財務諸表
2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

8 手数料収入

手数料収入は、手数料クーポン、コスト・クーポン、譲渡クーポンおよびマンスリー・クーポンから構成されている。（これは担保付スワップおよび補足情報覚書に定義されている。）

担保付スワップ・カウンターパーティは、当トラストの受託会社としての資格で当受託会社に対し月々の収入を支払うことを担保付スワップに基づいて同意しており、これはステラテジーに連動したものである。当支払は2012年7月に始まる分配宣言日毎に行われる。受益者に支払われる名目収入合計（「マンスリー・クーポン」）は4つの源泉から得られる。

- (i) ステラテジーが名目上保有するREITsから名目上集められた純配当金
- (ii) ヨーロピアン・カバード・コール・オプションの販売から名目上受け取ったオプション・プレミアム
- (iii) 上記(i)および(ii)で名目上受け取った現金から対応するマンスリー・クーポン支払日まで名目上支払われた未収利息
- (iv) 当該受益証券に帰属する投資元本

円ヘッジクラス受益証券および通貨セレクトクラス受益証券の保有者にとって、受託会社に対し支払い債務となる譲渡クーポンの結果、追加金額が受益者にとって名目上支払債務となることがあり、これは当該為替ヘッジ取引の利益を示している。

担保付スワップ・カウンターパーティは、担保付スワップに基づき、当トラストの受託会社としての資格で当受託会社に対しコスト・クーポンを支払うことも合意した。この件について、受託会社は報酬代理店の営業コスト手数料の支払に適用するつもりである。受益者はしたがってコスト・クーポンの分配を受ける権利はない。

報酬代理店にはコスト・クーポンおよび経費クーポンの合計（「営業コスト報酬」）に等しい報酬が当トラストの資産から支払われる。営業コスト報酬は結果として担保付スワップに基づいて担保付スワップ・カウンターパーティが支払うべきコスト・クーポンおよび経費クーポンにより資金が供給されていることになる。コスト・クーポンは直前の予定営業日における純資産の年率0.15%が支払われる。経費クーポンは、情報経費、副管理事務代行経費および受託会社報酬を考慮して、計算代行会社の決定した経費率で支払われる。担保付スワップ・カウンターパーティはコスト・クーポンおよび経費クーポンを当トラストの受託会社としての資格で支払う。したがって、受益者はコスト・クーポンも経費クーポンについても分配金を受け取る権利がない。

受託会社は担保付スワップ・カウンターパーティに対し受託会社の手数料収入からコスト・クーポンおよび経費クーポンを源泉徴収して報酬代理店に支払う権限を付与している。当該支払は担保付スワップ・カウンターパーティが受託会社に当該支払をする債務の遂行および受託会社が報酬代理店指名契約およびマスター信託証書に基づいて営業コスト報酬を報酬代理店に支払う債務の遂行から構成されている。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

9 償還可能受益証券保有者帰属純資産

発行済全額支払済受益証券数の変動

	2013年2月28日			
	ノンヘッジ クラス (口数)	円ヘッジク ラス (口数)	通貨セレクト ト クラス (口数)	合計 (口数)
発行済全額支払済				
発行数	75,995,116	415,789,809	394,633,171	886,418,096
償還数	(381,011)	(15,413,645)	-	(15,794,656)
期末残高	75,614,105	400,376,164	394,633,171	870,623,440

上記受益者勘定から担保付スワップへ投資は行われる。ノンヘッジクラス受益証券、円ヘッジクラスおよび通貨セレクトクラスの3クラスへ抛出可能である。各受益証券は為替ヘッジ取引を行うことにより異なる為替エクスポージャーが提供される。

ノンヘッジクラス受益証券は選択されたREITsが為替ヘッジ取引なしでの通貨の運用成果にさらされる。円ヘッジクラス受益証券は現地通貨と日本円間の為替レート変動への受益者のエクスポー

ジャーを最小化することを目指している。一方、通貨選択クラス受益証券は米ドルに対して加重ベースで測定した選択通貨間の為替レート変動へのエクスポージャーを得ることができる。

受益者は、各償還日（取引日または運用会社が一存で決める日）の東京時間午後6時までに償還請求を運用会社に対し要請することができる。償還価格は当該償還日における当該受益証券クラスの受益証券一口当りの純資産から償還手数料を差し引いた金額である。

償還手数料は当該償還をする受益者から運用会社に対し償還額の0.30%に基づいて計算された額が支払われる。償還手数料は償還しようとする受益者に支払われる償還額から控除される。

以下のような一定の状況においては受益者による投票が必要とされる。受託会社の選任または解任、当トラストの州法を別の管轄国へ変更することの承認、または信託証書への一定の修正の承認。こうした状況においては、受益者の決議は投票または書面による同意のいずれかで可決される。

分配金

分配金は分配宣言日毎に受益証券の各クラスに関して毎月名目上支払われる。その額はマンスリー・クーポンに、円ヘッジクラス受益証券および通貨選択クラス受益証券の保有者に対しては譲渡クーポンに等しい金額を加えた額とし、当該為替ヘッジ取引の手取金（もしあれば）を反映させている。宣言された名目分配金は当該分配に関しての未払税金を除いた純額が支払われ、現実には受益者に支払われるわけではないが、その代わりに、当該名目上の分配がされる点に関して受益証券の同一クラスの受益証券の追加受益証券に拠出する際に当該分配・投資日に適用される。

財務諸表

2013年2月28日

財務諸表への注記（続き）

9 償還可能受益証券保有者帰属純資産（続き）

分配金（続き）

分配金は受益者名簿に掲載されている人に支払われる。受益者への毎月の分配金の支払の結果、当トラストの純利益および実現キャピタルゲイン（もしあれば）は当該受益証券に係る受益証券一口当りの純資産に反映されないことがある。

2012年6月15日（設立日）から2013年2月28日までの期間に、受益者への分配金は5,216,587,486円あった。

10 関連当事者取引

複数の当事者間に、一当事者が別の当事者を支配する能力がある場合または財務上もしくは経営上の決定を行う上で他方当事者に重要な影響力を行使できる能力がある場合にこれらの当事者は関連していると見なされる。

報酬代行会社には注記8に記載された当トラストの資産から運営コスト報酬が支払われる。

11 後発事象

2013年3月1日から2013年8月1日までの期間に、当トラストは拠出、償還をそれぞれ15,500,195,197円、13,812,000,000円計上し、償還可能受益証券の保有者へ分配金7,238,195,197円を支払った。

[次へ](#)

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成25年6月13日現在	平成25年12月13日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	249,153,337	298,742,796
国債証券	589,930,901	609,940,979
流動資産合計	839,084,238	908,683,775
資産合計	839,084,238	908,683,775
負債の部		
流動負債		
未払金	-	39,993,440
流動負債合計	-	39,993,440
負債合計	-	39,993,440
純資産の部		
元本等		
元本 1	836,518,434	865,712,370
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,565,804	2,977,965
元本等合計	839,084,238	868,690,335
純資産合計	839,084,238	868,690,335
負債純資産合計	839,084,238	908,683,775

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成25年6月13日現在	平成25年12月13日現在
1. 1 期首	平成24年12月14日	平成25年6月14日
期首元本額	712,043,551円	836,518,434円
期中追加設定元本額	206,238,582円	273,902,954円
期中一部解約元本額	81,763,699円	244,709,018円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバル・ハイブリッド証券ファンド（為替ヘッジあり）	998円	998円
新興国ソブリン・豪ドルファンド（毎月決算型）	999円	999円
新興国ソブリン・ブラジルリアルファンド（毎月決算型）	999円	999円

新興国ソブリン・ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）	999円	999円
アジア高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）	999円	999円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド Aコース	4,988,527円	4,988,527円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド Bコース	2,494,264円	2,494,264円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド Cコース	2,494,264円	999,197円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド2 Aコース	698,255円	698,255円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド2 Bコース	458,853円	458,853円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド2 Cコース	119,701円	119,701円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド3 Aコース	1,994,416円	1,994,416円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド3 Bコース	648,186円	648,186円
りそな毎月払出し・豪ドル債ファンド3 Cコース	179,498円	179,498円
世界優先証券ファンド（為替ヘッジあり／限定追加型）	998円	998円
US短期ハイ・イールド社債ファンド（為替ヘッジあり／毎月決算型）	3,988,832円	3,988,832円
US短期高利回り社債ファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	- 円	4,984円
ダイワノシュローダー・グローバル高利回りCBファンド（限定追加型）為替ヘッジあり	15,977,611円	15,977,611円
ダイワノシュローダー・グローバル高利回りCBファンド（限定追加型）為替ヘッジなし	2,000,385円	2,000,385円
ダイワノモルガン・スタンレー新興4カ国不動産関連ファンド - 成長の槌音（つちおと） -	11,000,000円	11,000,000円
ダイワノハリス世界厳選株ファンド・マネー・ポートフォリオ	371,575,323円	407,425,519円
ダイワ・アセアン内需関連株ファンド・マネー・ポートフォリオ	245,358,365円	195,529,775円
ダイワ米国高利回り不動産証券ファンド	19,942,168円	19,942,168円
ダイワUS短期ハイ・イールド社債ファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	- 円	4,984円
ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり（毎月分配型）	399,083円	399,083円
ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし（毎月分配型）	99,771円	99,771円
通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）	399,083円	399,083円

通貨選択型ダイワ先進国リート α 通貨セレクトコース（毎月 分配型）	99,771円	99,771円
ダイワノミレーアセット・グ ローバル・グレートコンシュー マー株式ファンド（為替ヘッジ あり）	86,783,043円	86,783,043円
ダイワノミレーアセット・グ ローバル・グレートコンシュー マー株式ファンド（為替ヘッジ なし）	14,962,594円	14,962,594円
ダイワノミレーアセット・アジ ア・セクターリーダー株ファン ド	49,850,449円	49,850,449円
ダイワ日本株ストラテジー α （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 日本 円・コース（毎月分配型）	- 円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジー α （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 豪ド ル・コース（毎月分配型）	- 円	99,691円
ダイワ日本株ストラテジー α （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - ブラジ ル・リアル・コース（毎月分配 型）	- 円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジー α （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 米ド ル・コース（毎月分配型）	- 円	398,764円
ダイワ日本株ストラテジー α （通貨選択型） - ジャパン・ トリプルリターンズ - 通貨セ レクト・コース（毎月分配型）	- 円	1,993,820円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 日本円・ コース	- 円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 豪ドル・ コース	- 円	2,492,026円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 ブラジル・レ アル・コース	- 円	3,488,836円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 米ドル・ コース	- 円	19,936,205円
通貨選択型ダイワ米国厳選株 ファンド - イーグルアイ - 予想分配金提示型 通貨セレクト ・コース	- 円	11,961,723円
計	836,518,434円	865,712,370円
2. 期末日における受益権の総数	836,518,434口	865,712,370口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年12月13日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成25年6月13日現在	平成25年12月13日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	43,691	3,704
合計	43,691	3,704

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年12月11日から平成25年6月13日まで、及び平成25年12月10日から平成25年12月13日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成25年6月13日現在	平成25年12月13日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	平成25年6月13日現在	平成25年12月13日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0031円 (10,031円)	1.0034円 (10,034円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	3 9 9 国庫短期証券	70,000,000	69,998,234	
	4 0 0 国庫短期証券	40,000,000	39,998,046	
	4 0 3 国庫短期証券	50,000,000	49,996,765	
	4 0 5 国庫短期証券	80,000,000	79,993,069	
	4 0 6 国庫短期証券	60,000,000	59,993,774	
	4 0 7 国庫短期証券	70,000,000	69,991,740	
	4 0 9 国庫短期証券	80,000,000	79,991,408	
	4 1 0 国庫短期証券	50,000,000	49,994,575	
	4 1 5 国庫短期証券	70,000,000	69,989,928	
	4 1 8 国庫短期証券	40,000,000	39,993,440	
国債証券 合計			609,940,979	
合計			609,940,979	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年6月14日から平成25年12月13日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 財務諸表

【通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）】

通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	前 期 平成25年6月13日現在	当 期 平成25年12月13日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,263,833,518	926,176,101
投資信託受益証券	38,149,313,218	32,274,170,281
親投資信託受益証券	100,080	100,110
未収入金	364,899,909	-
その他未収収益	10,247,914	-
流動資産合計	39,788,394,639	33,200,446,492
資産合計	39,788,394,639	33,200,446,492
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	484,203,452	434,648,370
未払解約金	755,735,312	80,047,308
未払受託者報酬	1,256,040	878,167
未払委託者報酬	50,241,726	35,127,009
その他未払費用	2,130,290	1,717,608
流動負債合計	1,293,566,820	552,418,462
負債合計	1,293,566,820	552,418,462
純資産の部		
元本等		
元本	¹ 34,585,960,914	¹ 31,046,312,190
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,908,866,905	1,601,715,840
（分配準備積立金）	7,731,109,179	7,899,750,718
元本等合計	38,494,827,819	32,648,028,030
純資産合計	38,494,827,819	32,648,028,030
負債純資産合計	39,788,394,639	33,200,446,492

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成24年12月14日 至 平成25年6月13日	当 期 自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
営業収益		
受取配当金	4,277,890,787	4,405,329,496
受取利息	402,429	129,367
有価証券売買等損益	612,092,574	3,383,260,407
その他収益	¹ 10,247,914	¹ -
営業収益合計	3,676,448,556	1,022,198,456
営業費用		
受託者報酬	6,854,345	5,701,851
委託者報酬	274,175,653	228,076,138
その他費用	2,130,290	842,596
営業費用合計	283,160,288	234,620,585
営業利益	3,393,288,268	787,577,871
経常利益	3,393,288,268	787,577,871
当期純利益	3,393,288,268	787,577,871
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	197,113,623	70,006
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,977,318,967	3,908,866,905
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,676,361,102	224,343,143
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,676,361,102	224,343,143
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,350,960,354	593,477,306
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,350,960,354	593,477,306
分配金	² 2,984,254,701	² 2,725,524,767
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,908,866,905	1,601,715,840

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成25年6月13日現在	当 期 平成25年12月13日現在
1. 1 期首元本額	24,539,884,918円	34,585,960,914円
期中追加設定元本額	25,793,518,787円	1,881,677,749円
期中一部解約元本額	15,747,442,791円	5,421,326,473円
2. 特定期間末日における受益権の総数	34,585,960,914口	31,046,312,190口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成24年12月14日 至 平成25年6月13日	当 期 自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
1. 1 その他収益	事務過誤により信託財産に損害が生じたため、原状回復を図ることとし、当該損害金額を賠償した金額であります。	—

2. 2 分配金の計算過程

（自平成24年12月14日 至平成25年1月15日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（462,415,780円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,315,853,708円）、投資信託約款に規定される収益調整金（2,110,321,311円）及び分配準備積立金（573,046,891円）より分配対象額は5,461,637,690円（1万口当たり1,821.65円）であり、うち419,746,192円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（自平成25年1月16日 至平成25年2月13日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（550,490,068円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,297,280,164円）、投資信託約款に規定される収益調整金（3,538,583,573円）及び分配準備積立金（2,715,573,729円）より分配対象額は9,101,927,534円（1万口当たり2,577.63円）であり、うち494,357,501円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（自平成25年2月14日 至平成25年3月13日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（698,272,051円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（767,097,927円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,504,101,743円）及び分配準備積立金（4,737,446,607円）より分配対象額は10,706,918,328円（1万口当たり2,826.57円）であり、うち530,314,158円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（自平成25年6月14日 至平成25年7月16日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（737,924,647円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,064,698,999円）及び分配準備積立金（7,528,480,721円）より分配対象額は13,331,104,367円（1万口当たり3,913.29円）であり、うち476,927,364円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（自平成25年7月17日 至平成25年8月13日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（669,718,627円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,550,585,303円）及び分配準備積立金（7,407,155,616円）より分配対象額は12,627,459,546円（1万口当たり3,820.79円）であり、うち462,691,391円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（自平成25年8月14日 至平成25年9月13日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（669,197,229円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,548,196,838円）及び分配準備積立金（7,447,661,216円）より分配対象額は12,665,055,283円（1万口当たり3,887.10円）であり、うち456,151,344円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（自平成25年3月14日 至平成25年4月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（785,982,343円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（2,166,394,650円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,063,474,514円）及び分配準備積立金（5,215,731,950円）より分配対象額は13,231,583,457円（1万口当たり3,467.75円）であり、うち534,186,148円（1万口当たり140円）を分配金額としております。	（自平成25年9月14日 至平成25年10月15日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（790,212,036円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,776,334,935円）及び分配準備積立金（7,551,666,909円）より分配対象額は13,118,213,880円（1万口当たり4,061.35円）であり、うち452,201,761円（1万口当たり140円）を分配金額としております。
（自平成25年4月16日 至平成25年5月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（792,564,877円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,040,192,316円）、投資信託約款に規定される収益調整金（5,281,141,447円）及び分配準備積立金（7,117,050,247円）より分配対象額は14,230,948,887円（1万口当たり3,820.78円）であり、うち521,447,250円（1万口当たり140円）を分配金額としております。	（自平成25年10月16日 至平成25年11月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（682,547,167円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,509,064,612円）及び分配準備積立金（7,678,117,585円）より分配対象額は12,869,729,364円（1万口当たり4,068.06円）であり、うち442,904,537円（1万口当たり140円）を分配金額としております。
（自平成25年5月14日 至平成25年6月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（686,389,252円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,510,980,738円）及び分配準備積立金（7,528,923,379円）より分配対象額は12,726,293,369円（1万口当たり3,679.61円）であり、うち484,203,452円（1万口当たり140円）を分配金額としております。	（自平成25年11月14日 至平成25年12月13日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（604,050,618円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（4,465,323,636円）及び分配準備積立金（7,730,348,470円）より分配対象額は12,799,722,724円（1万口当たり4,122.78円）であり、うち434,648,370円（1万口当たり140円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	平成25年12月13日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成25年6月13日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当 期 平成25年12月13日現在 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	8,935,501,796	450,805,736
親投資信託受益証券	10	0
合計	8,935,501,786	450,805,736

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成25年6月13日現在	当 期 平成25年12月13日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成25年6月14日 至 平成25年12月13日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前 期 平成25年6月13日現在	当 期 平成25年12月13日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1130円 (11,130円)	1.0516円 (10,516円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	GL REIT ALPHA CUR SELECT	345,056,507.130	32,274,170,281	
投資信託受益証券 合計			32,274,170,281	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネースtock・マザーファンド	99,771	100,110	
親投資信託受益証券 合計			100,110	
合計			32,274,270,391	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - グローバル・リートα・ファンド（通貨セレクトクラス）」の状況

前記「通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネースtock・マザーファンド」の状況

前記「通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）

【純資産額計算書】

平成25年12月30日

資産総額	3,706,842,122円
負債総額	4,610,533円
純資産総額（ - ）	3,702,231,589円
発行済数量	4,055,936,116口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9128円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

純資産額計算書

平成25年12月30日

資産総額	968,713,810円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	968,713,810円
発行済数量	965,363,591口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0035円

通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）

純資産額計算書

平成25年12月30日

資産総額	33,960,413,129円
負債総額	66,269,613円
純資産総額（ - ）	33,894,143,516円
発行済数量	30,988,214,856口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0938円

(参考) ダイワ・マネースtock・マザーファンド

前記「通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成25年12月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびオペレーショナルリスク・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるオペレーショナルリスク・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	5	81,831
追加型株式投資信託	504	9,421,550
株式投資信託 合計	509	9,503,381
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	3,290,097
公社債投資信託 合計	17	3,290,097
総合計	526	12,793,477

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第54期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第55期事業年度に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,745,233	14,380,327
有価証券	19,655,070	9,427,636
前払金	314	207
前払費用	90,562	142,919
未収入金	11,931	521,825
未収委託者報酬	6,516,540	7,183,011
未収収益	55,102	106,914
貯蔵品	11,888	9,551
繰延税金資産	630,508	491,727
その他	190,450	8,445
流動資産計	30,907,602	32,272,567
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物（純額）	1,003,450	254,258
器具備品（純額）	513,162	26,257
リース資産（純額）	484,571	222,274
リース資産（純額）	-	5,726
建設仮勘定	5,715	-
無形固定資産	2,870,849	3,194,512
ソフトウェア	2,173,517	3,132,238
ソフトウェア仮勘定	684,878	50,423
電話加入権	11,850	11,850

商標権	132	-
その他	471	-
投資その他の資産	16,375,520	15,113,434
投資有価証券	10,034,136	8,342,934
関係会社株式	5,141,069	5,141,069
出資金	136,315	136,315
従業員に対する長期貸付金	112,674	92,527
差入保証金	542,920	1,000,820
長期前払費用	8,478	7,376
投資不動産（純額）	1 409,876	1 402,340
貸倒引当金	9,950	9,950
固定資産計	20,249,820	18,562,205
資産合計	51,157,423	50,834,773

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	1,227
預り金	55,551	56,491
未払金	7,194,946	6,795,899
未払収益分配金	17,954	10,333
未払償還金	88,334	113,002
未払手数料	3,386,380	3,764,501
その他未払金	2 3,702,277	2 2,908,061
未払費用	3,313,011	3,383,551
未払法人税等	963,539	588,040
未払消費税等	229,365	189,139
賞与引当金	307,000	841,300
本社移転関連費用引当金	346,425	-
資産除去債務	292,000	-
その他	87,535	-
流動負債計	12,789,375	11,855,648
固定負債		
リース債務	-	4,494
退職給付引当金	1,670,344	1,935,442
役員退職慰労引当金	68,068	67,410
繰延税金負債	1,782,558	1,740,407
固定負債計	3,520,970	3,747,753
負債合計	16,310,345	15,603,402
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727

利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計	8,089,414	8,097,020
株主資本合計	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益	53,783	-
評価・換算差額等合計	87,663	464,350
純資産合計	34,847,077	35,231,371
負債・純資産合計	51,157,423	50,834,773

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,931,048	73,498,726
その他営業収益	401,212	526,465
営業収益計	73,332,260	74,025,191
営業費用		
支払手数料	41,050,089	41,213,272
広告宣伝費	709,853	604,864
公告費	699	949
受益証券発行費	74	-
調査費	7,993,144	8,116,701
調査費	878,635	824,915
委託調査費	7,114,509	7,291,786
委託計算費	733,156	807,090
営業雑経費	1,651,996	1,280,599
通信費	205,421	206,564
印刷費	472,511	404,023
協会費	52,117	53,643
諸会費	11,971	11,281
その他営業雑経費	909,973	605,086
営業費用計	52,139,015	52,023,478
一般管理費		
給料	4,452,711	5,264,128
役員報酬	209,630	249,180
給料・手当	3,646,155	3,782,533
賞与	289,926	391,114
賞与引当金繰入額	307,000	841,300
福利厚生費	728,342	809,254
交際費	71,356	55,806
寄付金	591	636
旅費交通費	215,939	196,147
租税公課	171,533	206,178
不動産賃借料	727,939	887,968
退職給付費用	422,030	469,713
役員退職慰労引当金繰入額	27,988	38,970
固定資産減価償却費	1,107,222	1,181,438
諸経費	1,077,041	1,094,627
一般管理費計	9,002,696	10,204,869
営業利益	12,190,548	11,796,843

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	74,753	1	257,704
有価証券利息		13,537		11,102
受取利息		2,771		10,598
時効成立分配金・償還金		42,189		21,305
投資有価証券売却益		117,695		279,443
有価証券償還益		68,106		101,052
その他		54,685		44,912
営業外収益計		373,739		726,118
営業外費用				
時効成立後支払分配金・償還金		2,182		19,392
投資有価証券売却損		95,389		36,469
有価証券償還損		67,873		33,338
投資不動産管理費用		16,454		16,271
その他		49,191		23,111
営業外費用計		231,091		128,584
経常利益		12,333,196		12,394,377
特別利益				
投資有価証券売却益		-		39,827
固定資産売却益		-		31
その他		-		16,466
特別利益計		-		56,325
特別損失				
固定資産除却損	2	4,871	2	129,816
減損損失	3	76,217	3	-
有価証券評価損		211,376		-
本社移転関連費用		346,425		1,099,913
その他		19,547		14,428
特別損失計		658,438		1,244,158
税引前当期純利益		11,674,757		11,206,544
法人税、住民税及び事業税		5,254,642		4,286,691
法人税等調整額		602,832		109,902
法人税等合計		4,651,809		4,176,789
当期純利益		7,022,948		7,029,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,874,176	7,715,116
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	7,715,116	7,722,723
利益剰余金合計		
当期首残高	10,248,473	8,089,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	8,089,414	8,097,020

（単位:千円）

	前事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）
株主資本合計		
当期首残高	36,918,473	34,759,414
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
当期変動額合計	2,159,059	7,606
当期末残高	34,759,414	34,767,020
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	104,040	33,879
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	137,920	430,470
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	137,920	430,470
当期末残高	33,879	464,350
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	85,902	53,783
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	32,119	53,783
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	32,119	53,783
当期末残高	53,783	-
評価・換算差額等合計		
当期首残高	18,137	87,663
当期変動額		
株主資本以外の項目 の	105,800	376,686
当期変動額(純額)		
当期変動額合計	105,800	376,686
当期末残高	87,663	464,350
純資産合計		
当期首残高	36,900,336	34,847,077
当期変動額		
剰余金の配当	9,182,008	7,022,149
当期純利益	7,022,948	7,029,755
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	105,800	376,686
当期変動額合計	2,053,258	384,293

当期末残高

34,847,077

35,231,371

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

器具備品 3～20年

（会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

（４）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

前事業年度において、本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

５．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計を終了しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物

ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（表示方法の変更）

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「時効成立後支払分配金・償還金」及び「投資不動産管理費用」は重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた67,829千円は、「時効成立後支払分配金・償還金」2,182千円、「投資不動産管理費用」16,454千円、「その他」49,191千円として組替えております。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	986,089千円	15,528千円
器具備品	2,234,738千円	250,072千円
リース資産	-	409千円
投資建物	712,587千円	724,130千円
投資器具備品	22,398千円	23,691千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
未払金	3,577,654千円	2,883,398千円

3 保証債務

前事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,591,590千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	-	185,280千円

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
建物	-	546千円
器具備品	4,812千円	128,892千円
無形固定資産（その他）	-	377千円
投資不動産	59千円	-
計	4,871千円	129,816千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により評価しております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年 6 月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6 月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を
次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,022百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,692円
基準日	平成24年 3 月31日
効力発生日	平成24年 6 月26日

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	7,027百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	2,694円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月25日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「5.ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ対象である投資有価証券が売却により消滅したため、ヘッジ会計の適用を終了しております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

前事業年度（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
（２）未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
（３）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
（１）未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
（２）その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
（３）未払費用（＊１）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（＊２）	(87,535)	(87,535)	-

（＊１）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	14,380,327	14,380,327	-
（２）未収委託者報酬	7,183,011	7,183,011	-
（３）未収入金	521,825	521,825	-
（４）有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	16,711,401	16,711,401	-
資産計	38,796,567	38,796,567	-
（１）未払手数料	3,764,501	3,764,501	-
（２）其他未払金	2,908,061	2,908,061	-
（３）未払費用（＊１）	2,782,587	2,782,587	-
負債計	9,455,149	9,455,149	-

（＊１）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

<注１>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬並びに（３）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（４）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）其他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成24年3月31日現在）	当事業年度 （平成25年3月31日現在）
（１）其他有価証券 非上場株式	1,163,689	1,059,169
（２）子会社株式及び関連会社株式		

子会社株式	5,141,069	5,141,069
(3) 差入保証金	542,920	1,000,820

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注 3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年 3 月31日現在）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

当事業年度（平成25年 3 月31日現在）

（単位：千円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金・預金	14,380,327	-	-	-
未収委託者報酬	7,183,011	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,434,397	4,840,276	-
合計	21,563,339	1,434,397	4,840,276	-

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成24年 3 月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成25年 3 月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

前事業年度（平成24年 3 月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	49,871	55,101	5,230
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,163,689千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成25年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	93,459	55,101	38,357
(2) その他			
証券投資信託の受益証券	6,224,312	5,440,857	783,455
小計	6,317,771	5,495,959	821,812
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	10,393,629	10,493,953	100,323
小計	10,393,629	10,493,953	100,323
合計	16,711,401	15,989,912	721,489

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059,169千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他			
証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	141,128	39,827	-
(2) その他 証券投資信託の受益証券	28,114,625	279,443	36,469
合計	28,255,753	319,271	36,469

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。

当事業年度において、その他有価証券（非上場株式）について3,220千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
合計		1,669,315	-	87,535	87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	1,670,344千円	1,935,442千円
退職給付引当金	1,670,344千円	1,935,442千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
勤務費用	261,341千円	301,777千円
その他	160,689千円	167,935千円
退職給付費用	442,030千円	469,713千円

(注) 「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	838,826	837,121
退職給付引当金	599,247	693,199
賞与引当金	116,690	280,855
連結法人間取引（譲渡損）	258,256	264,269
繰延資産	12	157,330
未払事業税	212,753	154,219
投資有価証券評価損	191,138	128,953
出資金評価損	114,425	114,425
未払社会保険料	14,071	43,411
器具備品	33,365	33,316
役員退職慰労引当金	25,804	24,920
本社移転関連費用引当金	131,676	-
資産除去債務	110,989	-
有価証券評価損	80,344	-
その他有価証券評価差額金	27,099	-
その他	27,474	29,627
繰延税金資産小計	2,782,177	2,761,651
評価性引当額	1,379,241	1,323,069
繰延税金資産合計	1,402,935	1,438,582
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,428,233	2,428,233
建物（資産除去債務）	76,837	-
繰延ヘッジ損益	29,783	-
その他有価証券評価差額金	18,241	257,138

その他	1,888	1,888
繰延税金負債合計	2,554,985	2,687,261
繰延税金負債の純額	1,152,049	1,248,679

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

旧本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

前事業年度において、移転までの使用見込期間を１年１ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）	当事業年度 （自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）
期首残高	-	292,000
見積りの変更に伴う増加額	292,000	-
資産除去債務の履行による減少額	-	292,000
期末残高	292,000	-

４．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

前事業年度において、本社移転計画に基づく合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	------------	-----	-------------------	---------------	-----------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	-------------	-----------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に应じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,591,590	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に应じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット・ソリューションズ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

(2) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年４月１日をもって合併いたしました。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	20,510,864	未払手数料	2,758,584
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,205,721	未払費用	82,519
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ（株）	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	1,194,567	長期差入保証金	971,157
									未収入金	511,559

(注) １．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

（２）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

２．親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)		当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)	
１株当たり純資産額	13,358.92円	１株当たり純資産額	13,506.24円
１株当たり当期純利益	2,692.30円	１株当たり当期純利益	2,694.91円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)	当事業年度 (自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日)
当期純利益（千円）	7,022,948	7,029,755
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		565,010
有価証券		21,111,923
未収委託者報酬		8,007,008
貯蔵品		11,855
繰延税金資産		610,353
その他		460,696
流動資産計		30,766,848
固定資産		
有形固定資産	1	258,610
無形固定資産		
ソフトウェア		2,759,986
その他		95,853
無形固定資産合計		2,855,839
投資その他の資産		
投資有価証券		13,716,293
その他	1	1,627,256
貸倒引当金		9,950
投資その他の資産合計		15,333,600
固定資産計		18,448,051
資産合計		49,214,899

(単位:千円)

		当中間会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,227
未払金		6,519,299
未払費用		3,233,085
未払法人税等		1,115,633
賞与引当金		879,500
その他	3	443,391
流動負債計		12,192,137
固定負債		
リース債務		3,885
退職給付引当金		1,983,018

役員退職慰労引当金	86,895
繰延税金負債	1,699,959
固定負債計	3,773,758
負債合計	15,965,895
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,812,608
利益剰余金合計	6,186,905
株主資本合計	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	392,098
評価・換算差額等合計	392,098
純資産合計	33,249,004
負債・純資産合計	49,214,899

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	42,527,881
その他営業収益	392,427
営業収益計	42,920,308
営業費用	
支払手数料	23,860,060
その他営業費用	5,551,085
営業費用計	29,411,146
一般管理費	1 5,464,561
営業利益	8,044,600
営業外収益	2 189,595
営業外費用	1, 40,337
	3
経常利益	8,193,859
特別利益	-
特別損失	-
税引前中間純利益	8,193,859
法人税、住民税及び事業税	3,195,671

法人税等調整額	119,063
中間純利益	5,117,251

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,722,723
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	5,812,608

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
--	--

利益剰余金合計	
当期首残高	8,097,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	6,186,905
株主資本合計	
当期首残高	34,767,020
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
当中間期変動額合計	1,910,115
当中間期末残高	32,856,905
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	72,252
当中間期変動額合計	72,252
当中間期末残高	392,098
評価・換算差額等合計	
当期首残高	464,350
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	72,252
当中間期変動額合計	72,252
当中間期末残高	392,098
純資産合計	
当期首残高	35,231,371
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,027,366
中間純利益	5,117,251
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	72,252
当中間期変動額合計	1,982,367
当中間期末残高	33,249,004

注記事項

（重要な会計方針）

	当中間会計期間 （自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
--	--

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>6～47年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3～20年</td> </tr> </table> （会計上の見積もりの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社は、当中間会計期間より有形固定資産（投資不動産を含む）の減価償却方法を定率法から定額法に変更いたしました。 この変更は、本社移転を契機に当社の有形固定資産の使用実態を見直した結果、当社において使用する有形固定資産は安定的に使用されており、その投資効果は、耐用年数の期間中に平均的・安定的に発現するものであるため、定額法が当社の企業活動をより適切に反映した減価償却方法であると判断したためであります。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微です。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。 (4) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	建物	6～47年	器具備品	3～20年
建物	6～47年				
器具備品	3～20年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				

4. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
--------------------------------------	---

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1. 減価償却累計額	
有形固定資産	279,239千円
投資その他の資産	750,645千円
2. 債務保証	
子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,633,380千円に対して保証を行っております。	
3. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1. 減価償却実施額	
有形固定資産	13,229千円
無形固定資産	467,147千円
投資その他の資産	3,475千円
2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	66,775千円
投資有価証券売却益	62,800千円
有価証券償還益	23,635千円
3. 営業外費用の主要項目	
有価証券償還損	18,420千円
投資不動産管理費用	9,067千円
貯蔵品廃棄損	4,963千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				

普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

２．配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(金融商品関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(＜注2＞参照のこと)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計 上額	時価	差額
(1) 現金・預金	565,010	565,010	-
(2) 未収委託者報酬	8,007,008	8,007,008	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	28,627,978	28,627,978	-
資産計	37,199,997	37,199,997	-
(1) 未払金	6,519,299	6,519,299	-
(2) 未払費用(*1)	2,812,213	2,812,213	-
負債計	9,331,512	9,331,512	-

(*1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

＜注1＞金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

<注 2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,059,169
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	1,001,278

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	109,770	55,101	54,669
証券投資信託の受益証券	5,692,625	5,093,365	599,259
小計	5,802,396	5,148,467	653,928
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
証券投資信託の受益証券	22,825,582	22,870,284	44,702
小計	22,825,582	22,870,284	44,702
合計	28,627,978	28,018,751	609,226

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔 関連情報 〕

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

1. サービスごとの情報

当社のサービスは、単一であるため記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（ 1 ）営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（ 2 ）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 〕

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

〔 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 〕

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

〔 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 〕

当中間会計期間（自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報 ）

当中間会計期間 （自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日）	
1 株当たり純資産額	12,746.28円
1 株当たり中間純利益金額	1,961.74円

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

2 . 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益(千円)	5,117,251
普通株式に係る中間純利益(千円)	5,117,251
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成25年6月24日	臨時報告書
平成25年9月6日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第2特定期間）・同添付書類
平成25年9月24日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年1月17日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）の平成25年6月14日から平成25年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨選択型ダイワ先進国リートα 円ヘッジコース（毎月分配型）の平成25年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年1月17日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）の平成25年6月14日から平成25年12月13日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、通貨選択型ダイワ先進国リートα 通貨セレクトコース（毎月分配型）の平成25年12月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年 5月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森	公	高	印	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞	廣	篤	典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内	田	和	男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月27日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波 博 之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 和 男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了す

る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。